

令和元年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年6月17日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	白石創生推進専門監	木須英喜
保険専門監	小川善秋	下水管理専門監	稲富道広
主任指導主事	宮崎泰仁		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 西山清則議員

1. 職員の人事管理について
2. 婚活支援の在り方について

2. 重富邦夫議員

1. 定住促進と人口流出対策について
2. ふるさと愛の醸成について

3. 内野さよ子議員

1. 第7期介護保険事業計画について
2. 本町の一般会計等の財務書類（財務4表）の考え方について

4. 中村秀子議員

1. 循環型社会の推進について
2. 高齢者福祉について
3. 児童生徒のスマートフォンの利用について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、令和元年のトップバッターとして質問をさせていただきます。

合併して15年になります。合併当時の課長は、ことしの3月をもって誰もいなくなりました。町をよくするために今どうすればいいか、どのようにすればいいのか、またどうすれば町民に理解してもらえるのか、常に考え、部下を積極的に引っ張っていくリーダー養成が必要だと思えます。そこで、この質問を通告しています。指名されたら、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、大きく2点通告していますので、まず1点目、職員の人事管理についてであります。

白石町行政経営プランでは、組織や事務事業の効率化に努めていくとともにされています。このような中においては、各職員の強みが最大限発揮できるような人事配置が必要だと思われまます。職員が行政のプロとなるような人事管理の考え方を伺います。

まず、白石町職員定数条例で第2条に職員の定数は次のとおりとするとあります。議会事務局の職員5人、町長の事務局部局の職員280人、教育委員会の事務局部局の職員49人、選挙管理委員会の事務局部局の職員兼任5人、監査委員の事務局部局の職員兼任3人、農業委員会の事務局部局の職員7人になっています。

第3条に前条例各号に掲げる職員の職種別及び配部はそれぞれ任命権者が定めるとありますが、任命権者は誰になっているのか、伺いたいと思えます。

○百武和義副町長

お尋ねの任命権者につきましては、地方公務員法第6条におきまして地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会等々が規定をされておりまして、本町におきましては町長、議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、農業委員会会長が任命権者ということになっております。

○西山清則議員

附則でこの条例は平成21年4月1日から施行するとあるので、現在は第2条の定数になっていますけれども、平成17年1月1日の合併当時の定数はどうなっていたのか。平成19年に一度変更されています。合併当時、10年ぐらいには255名にするとと言われていましたが、思うように進まず、平成34年までに255名にすると変更されています。現在、順調に進んでいるのか伺いたいと思えます。

○百武和義副町長

定数のことについてお尋ねでございます。

平成17年1月1日の合併当時の定数は、町長の事務局部局の職員以外については先ほ

ど議員おっしゃった数字と同数の定数ということになっておりました。合併当初、町長の事務部局については271人となっておりましたが、平成21年4月1日からそれまで特別職でありました収入役が一般職の会計管理者になったときに見直しを行いました。町長の事務部局の職員数は現行の280人ということになっております。

それから、もう一点お尋ねでございました。255人の目標が順調に進んでいるかという御質問でございました。

現在、町のほうでは平成34年度、令和4年4月1日に255人を達成するべく進めておりますけども、今のところは計画どおりに進んでいるという状況でございます。

○西山清則議員

それでは、白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についても、任命権者は誰になっているのか伺いたしたいと思います。

○百武和義副町長

任命権者は、先ほど答弁いたしましたように本町の場合、町長、議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、農業委員会会長が任命権者でございます。

○西山清則議員

第2条に任命権者は毎年9月末までに町長に対し前年における人事行政の運営の状況を報告しなければならないとあります。毎年報告されているのか、伺いたしたいと思います。

○百武和義副町長

毎年9月末までの各任命権者からの町長報告につきましては、実態を町長部局の総務課のほうで一括して把握をしておりますので、実際としては行っていないという状況でございます。

以上です。

○西山清則議員

総務課で管理しておるということですが、第3条に掲げてある1項から9項までの事項を毎年報告するのであれば、職員の数からして相当な枚数になるのじゃないかと思っておりますけれども、その辺もしっかりと把握してあるのか、伺いたしたいと思います。

○百武和義副町長

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に掲げております1号から9号につきましては、実態としては先ほど申しましたように総務課のほうで全体分をデータで管理しておりますので、個人分の集積として膨大な枚数になるということにはなっておりません。

以上でございます。

○西山清則議員

やっぱり正確な報告がなされないと人事管理も支障来るのではないかと考えておりますけども、この1項目から9項目まであって250名以上の職員がおる中で膨大な資料になると思っております。やはりその辺は報告するならばしっかりとした報告をしなければ職員の管理はできないと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○百武和義副町長

議員のほうからはしっかりした把握をしておくべきということでございます。先ほど申しあげましたように、総務課のほうで職員全体のデータをもう一括して管理しておりますので、正確に把握できないとか、そういったことは発生はしておりません。以上でございます。

○西山清則議員

それでは、第4条、第5条に町長は報告を受けたときは毎年12月末までに取りまとめて公表しなければならないとありますけれども、これは公表されているのか、伺いたいと思います。

○百武和義副町長

内容につきましては、先ほど申しあげましたように実態を町長部局の総務課で一括して把握しておりまして、全体分として毎年12月末までに取りまとめをいたしまして、町役場の掲示場、広報「白石」及び町のホームページのほうに掲載をして公表しております。以上でございます。

○西山清則議員

こういうことはプロの職員を育てるということのもう基本であります、基礎であります。よって、任命権者の腕にかかってくるものだと思っております。そのことについて、白石町職員の人事評価実施規程があると思っております。目的に、この規程は地方公務員法第23条の2の規程に基づき、白石町職員に対する人事評価を公平かつ適正に実施することにより能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに、職員の主体的な職務遂行及び能力の開発を促進し、効果的な人材育成を推進することを目的とするとあります。

その中で、第4条に評価者、第8条に評価の基準として人事評価の評価をあらわす言葉、評価の意味及び評価の判断基準が表に示されています。

また、第9条に被評価者の区分に応じた職務能力・態度姿勢評価及び業務評価の配点は、これも表に示されています。

さらに、第13条に人事評価シートを用いて職務能力・態度姿勢評価など業務評価をされていますが、評価者はきめ細やかに評価されているのか、伺いたいと思います。

○百武和義副町長

評価者につきましては、職員の各職位に基づき、例えば主査、主任、主事であれば1次評価者が係長または課長補佐、2次評価者が課長または専門監、係長であれば1次評価者が課長または専門監、2次評価者が副町長というふうに、1次評価者、2次評価者を設定をしております、それぞれ1次評価者は各職員の仕事ぶりを最も近くで見ている者が担当しているところであります。

そういう意味ではきめ細やかな評価ができていると認識をしております。そしてまた、この人事評価については、その評価のやり方等について研修会も毎年実施しているところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

きめ細やかに評価されているということですがけれども、やはり職員、新採から入れれば二、三年は同じ部署でやって、あとはまた違った部署に異動すると思います。

それで、その適性を生かしながら、この人たちはここの部署が一番合っているなど、そういった細やかな評価ができるものだと思っておりますけれども、その辺のチェックはなされているのか、伺いたいと思います。

○百武和義副町長

個人の特性もあわせて見ているのかという御質問かと思えますけれども、これについても先ほど申し上げましたように、もう一番身近にいる上司が評価をするということで、常日ごろから一緒にいる職員ということで評価をしておりますので、個人の特性についてもある程度把握はできているというふうに思います。

そしてまた、毎年12月に各職員全員に異動希望等の調査、こういったことをしてみたりとか、そういった意見も書く欄もつくりながら調査もしております、そういったことで個人の特性等も把握をしているという状況でございます。

○西山清則議員

この評価も管理職になられて初めての部署に来られた方もおられると思うんですけども、そういった方もやはりなかなか評価が難しくなるんじゃないかなと思いますけれども、その辺も加味してされているのか、伺いたいと思います。

○百武和義副町長

新任というか、異動した課長がしっかりと評価ができているのかといった質問かと思えますけれども、これについても前任の課長から十分に引き継ぎを受けて、それぞれの職員のことについても引き継ぎがあつてくるかと思えます。そして、先ほど言いましたように人事評価の要領等について研修会も行いながら、きちんとした評価ができるように行っているというところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

この訓令は、平成28年4月1日から施行されていますけれども、第23条に起算して5年間保管するものとしてあります。まだ5年たっていませんが、これまでにこの評価についての苦情相談や苦情処理を受けたことはないのか、伺いたいと思います。

○百武和義副町長

白石町職員の人事評価実施規定の第19条におきまして、評価結果に対する苦情相談として制度上、評価についての苦情等、申し出ができるようになっております。しかしながら、今のところそういった申し出というのはあっていないという状況でございます。

以上です。

○西山清則議員

今のところないということですが、今後やはり職員自体がその制度を知らない方もおられるのかもわかりませんが、今後そういった苦情がないようお願いしたいと思います。

それと、白石町職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の第18条の昇格については、第9条第1号に、級別資格基準表に掲げる必要経過年数または必要在級年数とするとありますが、その年数は毎年どの程度を見ているのか。それと、昇級に関して、A、B、C、D、Eに分けて評価されていますが、昇格についても同じ評価になっているのか。プロを育てるには適正な職種、業務等、厳しい評価になると思いますが、その辺はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○百武和義副町長

まず、昇格についての必要経過年数のことについてお尋ねでございます。

この年数につきましては、モデルとして例示をいたしますと、例えば高校を卒業して新卒で役場のほうに入庁された場合、1級に8年、2級に4年、3級に4年の合計16年の経過年数を経て4級に昇格するというのが最も一般的なケースでございます。

それから、昇級に関してA、B、C、D、Eに分けて評価されているがということでございますけれども、議員がおっしゃるAからEというのは、白石町職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則第27条の特定職員の昇級区分のことかと思えます。これにつきましては、行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上である者、いわゆる特定職員についての昇級区分でありまして、課長補佐以上については該当する表であります。係長以下の一般の職員についてもその昇級区分については同様ということになっております。

次に、昇格についても昇級と同じ評価になっているのかという御質問でございますけれども、昇格につきましては年齢や経験等を基本に考え、また当然ながら適材適所ということも考慮して総合的に判断を行っているところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

この評価につきましては、年功序列じゃなくて、やはり適材適所、若くても立派な業務をこなしている方についてはそういった評価をされているのか、伺いたいと思います。

○百武和義副町長

先ほど議員おっしゃったように、先ほど年齢や経験等を基本に考えということで申し上げましたけども、一応年齢というのも考慮の一つというふうに思います。そして、当然先ほど申し上げましたように適材適所というのを重視しながら進めているというところがございます。

以上でございます。

○西山清則議員

それでは、2項のほうに移りますけど、2項のほうは町長に伺いたいと思いますけども、住民の福祉の向上に取り組むことが地方自治の本旨であります。限られた財源をいかに有効に活用するか、そして本町をどのように活性化していくのか考えなければなりません。

民間企業では、社内研修などを通じて人材を育成し、新しい仕事を取り入れることに必死の努力を重ねています。本町職員も企業意識を持って自己の意識改革に取り組まなければならないと思います。これは、これからは交付金も抑制され、高齢化、福祉充実の時代を迎え、市町の使命はハードの行政から住民サービスというソフトの対策が重要視されます。町民と苦楽をともにする行政の活性化が期待されています。政策立案や施策の過程で自分の考え、創意工夫を何らかの形で反映させる義務があると思います。

職員が十分に能力を発揮させるために、町民が期待し、求めている職員像はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○田島健一町長

ただいま西山議員のほうから町職員に対する御質問でございますけれども、町民が期待し、求めている職員像につきましては、1つ目に町民の立場で考え、町民と協働し、町民に信頼される職員であること、2つ目に現場を知り、広い視野に立ち、改革、改善にチャレンジする職員、3つ目に豊富な知識と豊かな創造性で高いプロ意識を持つ職員、4つ目に高い人権意識と倫理観を持った職員、このようなことで職員が育つように、役場では研修等々を含めてやっているところがございます。

また、人事評価制度を活用することによりまして、職員が職務を通じて発揮した能力についても今後やっていきたいというふうに思っているところがございます。

以上です。

○西山清則議員

まず、プロを育てるといのはいいことでもあります。ほかの市町に負けない白石町

の職員を育てていただきたいと思っていますけども、本町では職員の人事評価の能力向上のためにどのように活用されているのか、伺いたしたいと思います。

○田島健一町長

先ほど副町長も御答弁申し上げましたけども、公務員法を初めとして町の条例とか、また規約、規定等々により職員を評価させていただいているところでございますけども、こういった人事評価制度を活用することによりまして職員が職務を通じて発揮した能力や意識、態度、業績を的確に把握して適正に評価することで、1つ目には職員の能力開発と主体性発揮のための基盤づくりであるとか、2つ目に職員の意識改革と組織の風土改革であるとか、3つ目に客観性のある適正な処遇反映、これは3つの項目の実現を図りまして、職員の能力を最大限に引き出し、町民に信頼される行政、組織を築きまして、町民生活また町民満足度の向上を目指していきたいと考えているところでございます。

○西山清則議員

それでは、3点目に移らせていただきます。

臨時雇用職員に頼りながら業務を遂行されている部署も多く見受けられます。特に資格を有する人を配置しなければならない部署や学校給食の現場を中心に、優秀な人材確保は大きな課題と思われれます。処遇改善により抜本的な対策が必要ではないのか、そこで伺います。

白石町職員の勤務時間等に関する規程の第2条に職員の勤務時間は休憩時間を除き午前8時30分から午後5時15分までとするとあるが、臨時職員はどうなっているのか、伺いたしたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

臨時職員につきましての勤務場所、それから業務内容、勤務時間等によりましては若干の違いがございますが、基本的には正規職員と同様の取り扱いということになっております。

以上でございます。

○西山清則議員

ほぼ大体同じような時間帯ということでございますけれども、マイランド公園の臨時職員の方は8時から午後6時までの勤務になっておりますけれども、これによれば時間帯に対してはこれに合っていないのかなと思いますけれども、休息、休み時間はどのぐらいにとられているのかお伺いいたします。

○松尾裕哉総務課長

勤務時間の開始、それから終了時間については今言われましたように違う部分もありますけど、基本的には休息、休憩時間というのは決まっておりますので、同様な勤務体系で休憩等をとっておられることと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

例えば休憩時間、普通でしたら1時間ほどですけれども、2時間ほどとられると思いますけれども、その時間帯でやはりあそこにはいろんなみそづくりとかいろんな方が訪れて、どこでどうやって休まれているのか、本当に休んでおらんのか、その辺の把握はできてんのか、伺いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

マイランドの管理人が本当に休憩ができているのかということでございますけれども、就業規則のほうでは先ほど総務課長が申し上げたとおり勤務時間中に休憩時間をとることができるとなっております。ただ、どうしても休憩時間中でもありましてみそづくりとかありますけれども、基本的にはその時間以外にみそづくりとかのあれをやっていると思いますので、休憩時間はとれているのではないかと考えております。また、休憩時間中にそれがあつた場合にも時間をずらしてとっていただいているという形でございます。

○西山清則議員

とっていると言われますけれども、なかなかどこでどんな時間が休息なのか、本当に把握できないと考えております。皆さん町民の方はあそこは自分たちであるのが本当なんですけれども、いつも管理人さんに頼りがちでやっておられますので、本当にその管理人が休息されているのか疑問に思われます。

だから、その辺の把握をはっきり時間をやっていただいて、町民にもこの時間帯は休息ですのでちょっとなかなか御遠慮くださいとか言われる立場であるのか、その辺を伺いたいと思いますけど。

○川崎 直生涯学習課長

勤務時間の休憩時間の確認でございますけれども、あそこの管理人のほうで福富公民館のほうでやっておりますので、そこのほうに確認を行うよう伝えておきたいと考えております。

○西山清則議員

白石町の臨時職員取扱要綱の第1条に目的が示されています。

第2条の4項に予定雇用期間が示されていますけれども、予定雇用期間が満了し、なお引き続き雇用する場合は任命権者の承認をとることでもありますけれども、この任命権者は誰であるのか、伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

任命権者でございますが、任命権者につきましては先ほど副町長が申したとおりでございます、それぞれの部署によって町長または次長というようなことになってお

ります。ただ、今現実といたしまして教育委員会は教育委員会がいたしますが、教育委員会以外でございますが、任命権者は町長ということで、一応今農業委員会とかいろいろな部署に臨時さんが配置をされておりますけど、現在のところその配置につきましての任命権者は町長ということでいたしております。

以上でございます。

○西山清則議員

その2条の4項、同じですけども、そこにただし再度の更新はできないとありますけれども、この意味を聞かせてください。

大体普通、毎年毎年更新されていると思いますけど、更新はできないとありますけれども、この意味をお聞かせ願いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

白石町臨時職員取扱要綱の第2条第4項でただし書きに再度の更新はできないということでございますので、これにつきましてはまた翌年度については改めて募集をいたしまして、翌年度の採用についてはその改めて応募をいただいた中から面接等とかをして採用するというので、1年間でまた新たに再雇用ということではなくて、再度ということじゃなくて、新たに募集をして任命するというのでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

この文章に関しましたらなかなかこれはもう再度できないような文章じゃないかなと思っておりますけども、この辺の文章の文言を変えることはできないのか、伺いいたします。

○松尾裕哉総務課長

この規程の内容についての変更ということでございますが、今の白石町の臨時職員の現在の取扱要綱についてこの規定を変更するという事は考えておりませんが、来年、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度という制度に移行をいたすこととなります。その中で新たに条例等を設定をしていかなければなりませんので、そのときにこのようなことも含めて検討をしていくということになるというふうに考えております。

以上でございます。

○西山清則議員

企業その他勤務条件ということで、第5条に日々雇用職員の給与は日額とし、正規職員との均衡を考慮して予算の範囲内で別に定める基準額にする。それと、第6条に、日々雇用職員の勤務時間、休息時間は正規職員に準ずるとありますけれども、先ほど言いましたようにこれが正規職員と異なっているところがあると思いますけれども、ほかにさっき言った以外にもそういうのがあるのか、伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

先ほども申し上げましたが、勤務場所や業務内容、それから勤務時間等について若干の違いがございます。例えばそのような部署で申し上げますと、学童保育の指導員さん、それから給食の調理員さん、それから学校のスクールアシスタント、また図書館や公民館等でシフトを組んで業務をしていただいておりますので、そういう方々の職種が違うというようなことになってきております。

以上でございます。

○西山清則議員

臨時職員は毎年申請をしながら、ずっと選考されて6箇月間から1年の雇用が認められています。それに毎年毎年同じ手続をしなければなりません。そして、何年も何十年もたっても同じ給与であります。それによってほかに働く場所があればほかのところへ行って移っていかれています。そのことによって人が足らなくなっているのではないかと考えております。

だから、この状態を回避するため条例を変更し、年数に応じて幾らかでも上乘せすることはできないのか伺いたいと思います。そうすることによって長く勤めていただく可能性が出てくるのではないかなと聞いておりますので、その辺を伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

臨時職員の処遇につきましては、先ほども申し上げましたが大きな今転換期を迎えておりまして、来年から導入をしなければならないということで会計年度任用職員制度というのがあります。それにつきましては、例えば今現在一般職の臨時さんで来られておられる方をフルタイムで来られておるか、またパートタイムのような対応になるかということか、いろいろな対応について考えていかなければなりません。例えば手当等はどうかということも加わってまいります。

そういうようなことでございますので、他市町との均衡を考慮しながら、例えばこれまでの経験年数を加味するなど、そういうふうな優遇すべきときは優遇します、または処遇改善も念頭に置きながら優秀な人材の確保に今後努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西山清則議員

臨時職員を確保するためにはやはり年数に応じて幾らかでも違った給与を与えないと、臨時職員は何年もたった人と初めて入った人、仕事量は一緒だと思いますけども、何年たった人に仕事をお任せするケースが多々あると聞いております。だから、その年数が長い方には幾らかでも上乘せしていただければ、またその辺が変わってくるんじゃないかなと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

会計年度任用職員制度を構築していく中では、今議員おっしゃいましたとおりそういう経験年数、最初から経験年数となるのかというのがちょっと不透明なところがございますが、その後何年も会計年度任用職員として任用されるに当たりましてはそういう年数についても考慮すべきところの一因となると思っておりますので、そのようなことも考慮しながらしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

それで、まずふくどみマイランド公園管理業務賃金が205万8,000円出て、楽習館図書館図書業務賃金217万8,000円になっています。この違いを御説明願いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

マイランド公園の管理賃金と楽習館図書館の賃金の予算額の違いということでございますけれども、ふくどみマイランド公園は施設の管理業務のため1名の方を1日8時間勤務で嘱託職員として雇用しております。楽習館図書館は図書受け付け業務事務のため、勤務時間が4月から9月の平日は8時間、土日は7時間とし、10月から3月は7時間として、1日交代のシフト勤務で2名の方を雇用しております。この雇用形態及び勤務時間の違いが予算額の違いとなっております。

以上です。

○西山清則議員

そしたら、シフト違いということでこの差が出るとということでよろしいですね。

それでは、大きな2点目の婚活支援のあり方について伺いたいと思います。

結婚サポート事業を町内の人口減少に歯どめをかけるために平成26年7月から実施され、5年が終わろうとしています。各年の実績、費用はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

失礼いたします。本町の婚活サポート事業につきましては、平成26年7月から実施をしております。

まず、その年度から昨年度平成30年度までですが、それまでの登録者数と決算額などについて申し上げますと、平成26年度が登録者数51名、決算額としまして116万5,000円、平成27年度が80名の登録で決算額が71万7,000円、28年度が91名の登録で決算が93万5,000円となっております。29年が登録者数が98名、決算額で93万5,000円、30年度が103名の登録をいただきまして決算額が79万円となっております。

成婚数としましては、28年度に一組、29年度に一組、30年度一組というふうな内容でございます。

具体的な内容としましてですが、婚活サポーターの皆さんに昔の仲人さんがされた

ようなお引き合わせとか、本人やその御家族へのアドバイスはもちろんのことですが、出会いのきっかけとなるイベント、それから結婚に向けたセミナー等を開催するなど、婚活サポーターの皆さんと町が一緒になって考えながら、結婚を希望されている方たちの活動をお手伝いをさせていただいているというところでございます。

また、登録や相談に来られた方には佐賀県が縁カウンターさが事業として設置しておりますさが出会いサポートセンター、こちらと同時に紹介しております、平成31年4月現在、白石町からの登録者数は25名、御成婚された方が合計で4名、このうちお二人は本町の婚活サポート事業にも登録されていた方というふうになっております。

以上です。

○西山清則議員

それで、2番目の白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略において結婚を希望する男女には出会いの場を提供し、若い世代の結婚、子育ての希望の実現を目指すこととされています。婚活サポート事業においては婚活サポーターによる引き合わせが必要として進められていますけども、今後も今の状態で結婚サポーターによる引き合わせで進めようとしているのか、伺いたいと思います。

先ほど成婚が町の中で総合で3組されています。ただ、県のほうにされたら数組またふえておりますけれども、やはりこのままでは成婚率がなかなか難しいと思っておりますけれども、このままで状態でやるのか、伺いたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

今後のことということでございますが、本町の婚活サポート事業におきましては、先ほどもお答えをいたしました、婚活サポーターの皆さんによりお引き合わせなどに加えて町との協働によるイベントやセミナーの開催、また先ほど申しました佐賀県が設置しているさが出会いサポートセンターとの連携により取り組んでいるところでございます。結果、町への登録者関係で3組、県への登録者で4組の方々が御成婚をされております。今後も引き続き婚活サポーターの皆さんと町が一緒に考えながら協働して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

でも、今までのやり方でなかなか成婚が成り立っておりませんが、これからはもっと多くの成婚につなげていく方法を考えなければならないと思いますけども、そういった考えは持ち合わせないのか伺いたいと思いますけども、県の婚活サポートセンターが26年から始まっておりますけども、登録者が26年に481名で、成婚者が二組、それで27年が652名の登録者で16組、それで28年、699名の登録者で19組、29年の登録者が908名で成婚が24組、30年が753登録者で43組なっております。こういったやり方でこのようにだんだんとふえております。だから、町としてももっと何かいい方法を考えなければならぬと思いますので、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

これから多くの成婚につなげていく方策はないのかということの御質問であります。これまでの取り組みやさまざまな研修、またいろいろな方のお話を聞く中でサポーターと皆さんが共通して感じているというところが、婚活をされている方御自身のやる気、本気度がなかなかわからない、見えにくい、だからやる気、本気を促す後押ししていくと、そういった取り組みが必要ではないかということが出ております。

このことから、今年度は心の成長を促すスキルアップセミナーと、参加者だけでなくいろいろな方と出会い、交流する婚活イベント、こちらのほうをセットで開催するように準備をしているところでございます。具体的に申しますと、婚活イベントではさまざまな催し、回覧お見合いとかゲーム、フリートークなど、こういったものがございまして、こういったことにより参加者が交流をされます。いずれにおいても女性からアプローチをするということはなかなか少ないということで、自然と男性のほうからのアプローチやきっかけづくりが多くなるというふうに考えております。また重要とも言われております。

このことから、今回のセミナーの対象者は独身の男性と限定し、内容も心の成長や対人関係能力の向上をテーマに、7月と9月に2回セミナーを開催するというので、やる気、本気を促し、11月のほうでは第2回の白石の地で縁結び、こちらのほうイベントの開催することでやる気、本気、それらを後押しする形を考えております。

加えまして、JA佐賀白石地区、県の有明海漁協の有明支所、それから白石町商工会の青年部、こういったところでも婚活の取り組みをされておりますので、そちらのほうとも参加と協力をお願いいたしまして、各団体が連携して協働の取り組みとして実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

先日、佐賀新聞に掲載されておりました「出会い、唐津で後押し、県と市町、初の連携」ということで唐津にサポートセンターが設置されました。私の持ち込み資料を見ていただくと、そのことが書いてあります。

センターは、当初佐賀と唐津、鳥栖の3市に2014年度に開設された。17年度からは佐賀市のモラージュ佐賀の一角に機能を集約。唐津、鳥栖はサテライトとして規模を縮小する一方で嬉野市にもサテライトを設けたという、こうありますけれども、鳥栖は毎週土曜日13時から20時まで、唐津は今回とは別に毎週日曜日の13時から20時まで、嬉野は月1回、第何かちょっと聞いたんですけども忘れちゃったけど、木曜日に13時から20時まで開催されています。町としても婚活事業に力を入れるならばこういったサテライトを設けるべきでないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○木須英喜白石創生推進専門監

議員おっしゃるとおり、唐津市のほうでは佐賀県と協定を締結して出会いサポートセンターの独自開発施設というのをモデル事業として今年度から実施されております。

5月29日、ちょっとそういうことでまだ1箇月はたっておりませんが、本町でもこういったことに取り組むべきではないかということでございますが、こういったモデル事業として施行されているということは情報としては存じ上げているところです。

今後、佐賀県と唐津市においてさまざまな検証、具体的に言えば個人情報の保護、それからパソコンとかタブレットが必要になりますが、こういった機器の保管、それから登録者数が実際この形態でどのくらい伸びていくのか、そういったところを総合的に検証が必要かなというふうに考えているところです。各市町へ今後情報が提供させていただくと思っておりますので、町といたしましてもこれまでどおりさが出会いサポートセンターと連携を行いながら、まずその内容を確認していきたいと。その結果を見まして、白石町においても取り組みができるのであれば検討していきたいというふうに、このように考えております。

以上です。

○西山清則議員

先日、県のほうに聞きましたけれども、町がその気になれば県と連携して設置ができるということでありました。だから、県のほうも年間五千数百万円の事業費を使わずとこの事業をされていますので、町としてもそれに乗っかって、元気のたまごを事務所としてやっていける可能性もあると思います。だから、その気になればできると思いますので、その気になるのかどうか、考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

白石町の考えということでございますが、先ほども答弁をいたしました。まずは唐津のほうを試験的にモデル事業的な感じで今進められております。まだちょっと1箇月程度しかたっておりませんので、その内容もどういったものになっているのかというのがなかなか見えないところもございます。1年、2年なり、こういった唐津あたりでやっている事例を参考にしまして、これは白石町も取り組んだほうがいいんじゃないかというふうなのが見えたら今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西山清則議員

町としても幾らかの費用が出てこういった事業をされていますので、もっと積極的な状態で進めていかなければ、なかなか成功につながらないんじゃないかなと思っております。人口減はもう本町だけではなくて県全体でも一緒であります。こういう婚活事業は町内だけではなかなか難しいと思いますので、男性は町内でもいいと思えますけども、女性は県内全体と県外を含めて取り組まなければならないと思っております。だから、本町に限らず県全体を考えた成婚をやらなければ成婚率は上がってこないと思っておりますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

今現在、白石町がこの婚活サポーター制度ということで実施をしておりますが、もっと広域的に県内の単位でというふうなお話でございました。県のほうがこのさが出会いサポートセンターというのにつきましましては佐賀県内で取り組みをされております。女性のほうは県外の方でもいいというふうに、ちょっと私の記憶違いかもしれませんが、そういうふうに伺っております。そういうことで、広域的な連携につきましましては県のサポートセンターと連携をとりながら、今現在でもイベントとかセミナーとかそういったことについては相互で情報提供をしながら進めておりますので、そういった形で今後も推進していければというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

本町で事務所を設けて、成婚をされれば、町内でも空き家バンクがありますので、こういった空き家があります、こういった土地がありますよと、そういった情報を得て町内に住んでいただけるならば、少しでも人口減少がとまるんじゃないかなと思っております。だから、そういったことを考えながら、先を見た考えで成婚率を上げるような考えをやっていかなければならないと思っておりますけども、その辺の考えをもう少し積極的に答弁願いたいと思っております。

○木須英喜白石創生推進専門監

もっと積極的にということでございます。

さが出会いサポートセンター以外の自治体の職員等で行う事業となりますということになってきます。白石町で唐津が取り組みをされているようなこと、それからそういったことに関しては個人情報保護とか通信機器のセキュリティーとかいろんな問題もあります。こういった難しい面もございます。それから、話の中でありました空き家バンクにつきましましては企画財政課のほうで所管をしておりますので、こういった成婚の情報があれば、そういう方には情報提供はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

できればもう少し積極的に取り組んで、成婚率が上がることを期待して、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○片渕栄二郎議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時28分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

それでは、本日2人目の一般質問者として貴重な時間をいただきましたので、早速質問に入りたいというふうに思います。

本日は1項目めとして定住促進と人口流出対策、2項目めにふるさと愛の醸成についてということで上げさせていただいております。

質問に入ります前に、ちょっと長く私の思いを述べますけれども、第2次白石町総合計画は平成32年度までの6箇年の計画とされております。この総合計画は人口減少のスピードを緩めることを念頭に置きながら策定されたと言われており、少子化対策は最優先課題であり、子育て支援などと組み合わせた定住対策に取り組むともされていきました。また、人口問題等に関する個別計画として白石町まち・ひと・しごと総合戦略が平成31年度までの計画とされております。鋭意実行に取り組まれているものと存じますけれども、しかしながら人口減少問題や定住促進に向けた取り組みについてはこれといってインパクトを与えるものが見当たらないのではないかと、そのように感じております。

白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口減少問題に本格的に取り組むための計画であったはずですが、今年度が最終年度となりますけれども、先日議員への説明会において取り組み状況の説明を受けましたけれども、書いてあることを少しづつやっただと、そういうふうな認識を受けたところです。この計画に対しては期待も大きかったことであり、積極的に予算や人を投入して取り組むべきではなかったのでしょうか。他市町に比べて危機感が足らなかったのではないのでしょうか。今はそのように感じております。

実際、人口減少問題にどのような効果があったのかというのは、計画が終了した時点で再度質問をしていきたいというふうに思いますけれども、私も議員になっていろいろな方々から住宅に対する相談というものを受けておりますけれども、白石町に住んだら、白石町に住宅を新築したらこんな特典があるんですけど、何々がとても充実しているんですよというふうに、相談されてもこういうことを言えないわけなんです。非常に肩身の狭い思いをするわけなんです。県ではさが創生推進課内に移住支援室を設置され、移住に関する相談や空き家などの情報を発信されております。県の担当者は果たして白石町を移住先として推奨されているのか、正直なところ甚だ疑問に感じているところです。県の担当者に伺いますと、市町の強みをどれだけPRし、理解してもらえるのかというふうなことを言われておりました。

前回の3月議会の議案審議の中においては、県が主催する移住相談会や移住フェアが東京や福富で開催されることにあわせて本町も出向いて移住促進に向けてPRをしたい旨の答弁というものがございましたけれども、しかしながら受け入れる体制、購入を勧められる宅地や住宅情報、移住や住宅建設に対する補助制度など、果たして他市町の施策と比較して充実しているものがあるのかどうか、住宅を新築できるような団地があるのか、白石町に住んでくださいというふうに本当に大きくPRできるもの、

今現時点で胸を張ってPRできるものがあるのかというところです。移住・定住を推進する立場である本町職員の皆さん、非常に言いづらいところもありますけれども、町内に住所を構えておられるのか。町外のアパートに住まれたり、町外に住宅を求めて移住されている、そういったことがないのか、現実として。

次に、人口減少と少子化は自治体の共通の悩みであるというふうに考えます。交通の地の利が薄い本町の現状を鑑みれば、近隣市町以上の対策というのが必要ではないのか。

4月の新聞報道では隣の大町町の取り組みというものが掲載をされておりましたけれども、それによると県内でも前例のないような至れり尽くせりの移住促進策を推進されているというふうにされておりました。民間の賃貸住宅建設を促すためにアパート2LDK以上の広さがある1戸につき50万円の建設費の補助だとか、その賃貸住宅に対する町の固定資産税の減免制度、また賃貸住宅に中学生以下の子供がいる世帯には家賃の補助、町外からの転入者に対しては引っ越し費用の補助、中学生以下の子供がいる世帯には転入奨励金など、住宅を新築し、転入された場合は100万円の補助金と、そのような施策により5年間で人口を300人増加させることを目指しているというふうに書かれておりました。

また、太良町においては結婚祝い金、出産祝い金なども創設されていて、昨年的一般質問でも申し上げましたけれども、県内の市町ではPFI方式による子育て世代向けの賃貸マンションを建設されたり、住宅を取得した人への定住促進奨励金を交付されたり、子育て支援と定住支援のパッケージとして魅力ある施策を展開をされております。これからは若い世代が着目するような教育施設などを通じて移住を促す施策など、新しい発想というものが必要ではないかというふうに感じます。単なる1年限りの給食費無償化の一過性の施策ではなくて、これから白石町に住もうと、ここに住みたい、ここに住むんだというふうに思っただけのような施策、そういったアイデアが出てこないのか。

もう我が町の少子化、切迫しています。今こそ大胆な定住策にかじを切るときではないのか。なお定住者がふえれば地域経済に大きく寄与でき、住民税や固定資産税の収入も期待ができるところでございまして、長い時間で考えた場合、費用対効果というものは抜群でございまして。若い世代への初期投資は決して無駄にならないと思っています。このような思いを皆様方にお伝えをした上で質問の本旨に戻りますけれども、初めに定住促進と人口流出対策について質問いたします。

その1つ目として、住宅建設に対する補助制度の創設と移住・定住促進プランの策定について。

住宅建設に対する補助制度については先ほど近隣の町で取り組まれていることは申したとおりですけれども、また定住促進について若い人に住宅を建てていただくことが一番効果的ではないか、このようにも考えます。本町において軟弱地盤地帯であり、ただでさえ基礎づくりというのに多くの費用がかかるわけでございまして、住宅の新築に際して補助制度として提案をしたいことは、1つ目に地元の工務店、大工さんの方々と契約し、発注をした方への補助金、2つ目に子育て世帯が住宅を購入したり新築するときの補助金、3つ目に2世帯住宅を新築するときの補助金、4つ目に空き家

バンクの物件を購入するときの補助金として上げておりますが、これは現在、中学生以下のところには補助金を出すというふうに拡充をされているというふうに伺っておりますので、5つ目に住宅が完成するまでの仮住まいの費用の補助金、これは空き家バンク等々でつないでいいんだろうというふうに思います。6つ目に不動産取得税の減免だとか、固定資産税の1年間の免除だとか、このような補助制度と住宅をすぐ建築できる団地というものがあれば、白石町に住んでくださいというふうに、少なくともPRできる環境にあるんじゃないかと思います。

このような充実した住宅補助制度と住宅用地整備を盛り込んだ定住促進プランを早急に策定され、実行に移していく時期ではないかというふうに思っておりますが、いかがお考えですか。

○木須英喜白石創生推進専門監

失礼いたします。私のほうから町の総合的な施策ということで、移住・定住プランの考え方ということでございますが、町民が町外に転出するタイミングとしましては、就職、結婚、子供の入学、こういったことでこういった機会があったときに出ていく方が多いのではないかとというふうに考えております。住民が早期に町内に住宅を建設していただき、定住していただくということは移住・定住に係る施策として非常に有効な手だてかと思えます。

白石町では議員おっしゃる移住・定住促進プラン、こういった特化した計画は今のところはありませんが、それにかわるものとして全ての施策を包含した総合計画、あとこの中で具体的な主な取り組みとして転入者の増加、転出者の減少のための取り組み、増加している空き家に対する有効活用の取り組み、この一環とした空き家バンク等を行っております。またあと、分譲住宅、こういったところの住宅用地などの確保等を掲げております。また、最初お話しになりました白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらにおきましては企業誘致などを行った雇用の場の確保、それから定住促進、移住支援として分譲住宅の創設、空き家、空き地バンクの創設、定住促進対策とあわせた少子化対策と子育て支援、こういった内容でこの2つ、総合計画と総合戦略において移住・定住促進対策の各種の施策を計画をいたしております。

議員おっしゃられるとおりに、まだまだ白石町独自のといった施策は打ち出せてないのかなという感じもいたします。道半ばという感はいたしますが、今後総合計画が来年、それから総合戦略は今年度計画期間が終了することになっておりますので、議員がおっしゃる移住・定住促進プランをこれらの中に含めた形で策定をするのか、もしくはもう別途新たに策定をするのか。また、あとこういった移住・定住関係になりますと土地利用計画との関係性もいろいろ出てまいりますので、これら計画と総合的に調整をいたしながら、議員がおっしゃられた提案の施策、あと他市町の施策、こういったものを含めたところでほかの市町とちょっと区別した白石町独自の移住・定住の施策が提示をできたらなというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

やはり住宅に対しては各課いろいろな案が出されるというふうに思います。そういったところをどのように人口流出を抑えるだとか住環境の整備をするだとか、そういったところを総合的に加味した計画という方向性で検討していただきたいというふうに感じているところです。

それでは次に、火災に遭われたときの条件つき見舞金の創設について提案をいたします。

不幸にして住宅が火災に遭われた方については、火災保険で住宅と家財については一部の補償があるものの、住宅の再建に向けては大変な苦勞と大きな金銭的な負担が伴うというところであります。そのような方についても、本町に住みつつ、安心して農業や事業を続けていけるような方法がないのかどうか、もとの場所に住宅を再建できるような条件つき見舞金という制度の創設を提案をいたしますけれども、近隣市町の移住制度を利用して家族ぐるみで町外へ住宅を求められたり、移住されたりされることがないように支援制度が必要ではないかと。必ず白石町に住んでよかったというふうに思われるのではないかとというふうに思いますけれども、その見舞金の金額だとか条件だとか、さまざまな議論が必要なことだというふうには思いますけれども、住宅を再建できるような見舞金制度の創設の提案についてどのように考えられるのか、お伺いします。

○松尾裕哉総務課長

議員おっしゃいます見舞金につきましては、現在災害見舞金といたしまして火災に限らず、議員も既に御存じのこととと思いますが、自然災害も含めまして白石町の社会福祉協議会、それから佐賀県共同募金会、日本赤十字社佐賀県支部がそれぞれ実施主体となられまして、それぞれの基準に基づき見舞金という形で支給はなされております。火災に限りましての本町の現状を申し上げますと、火災見舞金の支給は行っていない状況でございます。

火災につきましては、出火原因、それから火災の程度、また被災世帯の経済力などにつきましてもさまざまなケースが考えられると思います。火災に遭われた場合の条件つき見舞金の創設ということ、そういうようないろいろな要因がございますので、ちょっと大変困難なことではないかなということ今現在は考えておるところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

火災自体はできるだけ起こさないように、住民さんの個人個人が注意をしていかなければならないことでありますけれども、1つに、もらい火といいますか、類焼したとき、自分のところが原因ではなくて隣からちょっと移って自分のところが火事になったといったときに、人間関係だとか、その後の影響が出かねないわけでありまして、そういうのが原因で本町からちょっと人口が流出をするということをしてできるだけ防いでいきたいなという思いがございまして質問をしたところなんですけれども、そういったところも気持ちとして持っていていただきたいというふうに思います。

それでは次に、ひとり親家庭の住宅環境の支援策についてお伺いいたします。

近年、全国的にひとり親家庭が増加をしております。離婚を機にその親と子供たちが本町から転出されている事例も多いかというふうに思いますけれども、また逆に本町の親元近くに戻ってこられるようなひとり親家庭の家族も多いかというふうに存じます。

ひとり親家庭に対しては児童扶養手当や就学援助などの支援策もありますけれども、その親は時間的な余裕もなく、生活に困窮されている状況も報道されたりもしております。離婚により子供たちがせつかなれ親しんだ学校や友達と離れることは子供の健全育成にとって非常にマイナスが大きいのかというふうにも思います。ひとり親家庭をケアするためにひとり親家庭専用の町営住宅であったり、しばらくの間でも利用できる空き家の活用やシェアハウスであったり、またアパートの賃料補助などについて、ここにも条件つきでも補助制度の創設ができないものなのか。また、本町の親元近くに戻ってこられるようなひとり親家庭の家族の支援というものにも寄与できるわけなんです、これは。

多額の予算を必要とするというふうには思いませんが、町のサポート体制があることによって人口減少対策、学校の学級数の減少の問題、親の仕事の継続にもつながって、ひいては白石町の豊かな環境と地域のサポートが子供の心のケアにも大きく寄与されると思います。その子供たちもきっとそれが実感できれば将来は白石町へ恩返しをしてくれるのではなかろうかと、こう感じておりますけれども、ひとり親家庭の住宅環境の支援策の制度の創設についてはどのように思われますか。

○喜多忠則建設課長

先ほど町営住宅ということでの言葉もございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

厚生労働省が平成28年度に行った全国ひとり親世帯等調査によりますと、調査項目のうち困っていることについてという設問に対しまして、約1割の方が住居と回答されております。本町では、収入が少なく住居にお困りの方のために町営住宅を整備しておりますが、その全入居戸数に占めるひとり親家庭の割合は本年5月末現在で18%となっております。ひとり親家庭に対する公営住宅の入居支援措置といたしましては、国の政令により入居申込資格や家賃算定の基礎となる月収を計算する際に世帯の所得金額からみなし寡婦を含む寡婦、いずれも父親を含みますが、1人につき原則27万円を控除する措置がございます。

次に、県内における支援措置の取り組み事例として、県営住宅では入居抽せんの際、ひとり親世帯に抽せん番号を2つ与えることにより当選確率を上げるといった、こうした優先措置がとられており、また市町のレベルでは公営住宅に母子世帯向けの入居枠を設けられているところもあると聞いております。また、全国的には民間の賃貸住宅にお住まいのひとり親家庭を対象に、住居手当や家賃補助の制度を設けている自治体もございまして、またさらには群馬県では今年度からシングルマザー専用のシェアハウスを県営住宅にモデル的に整備し、入居者同士が互いの生活や育児について協力し合いながら暮らすというスタイルを検証する取り組みが行われております。

こうした中、本町におきましてもひとり親家庭に対する住宅環境の支援策について、このような県内外の自治体の取り組み事例などを調査しながら何らかの援助ができないか、関係各課と連携をとりながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

子供が単純に1人より2人、2人より3人のほうが育てるのに対しては大変なわけございまして、子供が3人以上いたらその住宅に優先的に入れるだとか、今はひとり親家庭に特化した質問をしておりますけれども、これ大きく言って、そういった住環境整備、子育て世帯にターゲットを向けたそういった全体的な支援の整備というのがやはりできて初めて移住政策というものに移行できるというふうに思うんです。そこがなければ、やはり何をPRするのかと言われたときにもう言葉が出てこないんです。そこをどんなにPRしても結局のところ受ける方には理解を得られず、移住につながらないというふうなことになってしまいますから。

皆様方もテレビとかで見られて御存じの方ももう多くいらっしゃると思いますけれども、鳥取市の取り組みなんですけれども、子育て支援に対するそういった整備、支援の整備を行って、力を入れている自治体の取り組みがテレビで紹介されておりましたけれども、その内容としては子育て支援カードというふうなことで、小学校の入学前の子供を含む3人以上の子供がいる保護者の方が対象として、そこにいろいろな食料品の5%オフだとかポイント2倍だとか、1万円分購入すれば500円の割引券を出すだとか、家電に対しては5%オフ、不動産の仲介料なんて15%オフ、学習塾の入会金半額だとか、理容、美容に関しては子供のカット料割引は当然のことながら無料託児所を完備している、保育士が常任しているというんです、理容、美容に関して。金融業に関しては金利の上乗せをやるとか。また別に、帝王切開をすれば資金が思った以上に戻ってくるんでしょう、中身まではちょっと私も把握していませんけれども。子育ての豪華産婦人科というふうに、産婦人科がえらい豪華な部屋なんじゃないんでしょうか、そこに市が支援をして、そこで産んでもらうというようなところで、本当にそういう子育てに着目したところ、そういった方々をターゲットにいろいろな施策を展開しているということで、移住者がふえているという番組だったんです。

結局のところこういうことなんです。こういう全体の各課で一つ一つやるというのはもちろんそうなるんでしょうけれども、ここの横のつながりと、あと静脈をどうつなげていくのかというところが非常に計画には大事なところがあるんじゃないかなというふうに感じています。それが効果的なやり方ではないかというふうに思って、次の質問として人口流出に伴う産業ごとの人材不足の実態調査と対策についてということで、本町においても若い世代の人口流出により農業を初めとして商店や事業所の経営など、将来の事業継続が危惧されている状況です。また、全国的にも介護や医療関係の人材はもとより、保育士の自治体の争奪戦、外国人労働者の活用などが連日報道されております。

町の執行部においても保育士、給食調理員などの確保に苦労されている状況だというふうなところを認識をしております。しかしながら、町は人材がいない、集まらな

いというふうに言われるだけで、本町は町の産業構造だとか各産業の担い手と労働者の状況を含めて現状の調査というものがどれだけわかっているのか。まずしっかり町内の現状というものをやっぱり調査をした上で、どの産業にどのくらいの人材が必要なのか、そういったところを見きわめてしっかりと対策を練る必要があるんじゃないのかというふうに思います。

全国的にも地域の産業の育成と継続を図るためにその自治体の実態調査を行い、外国人労働者を多く受け入れられるように積極的に取り組まれているところもあります。しかしながら、外国人労働者を語る前に、まず町内の産業構造だったり必要とする人材の実態調査、産業自体がどこが盛り上がってどこがどういうふうな資金が流れているのか、どこにどれだけの人材が足りなくて伸び悩んでいるのかだとか、そういった人材の実態調査を行い、効果的な対策というものを展開できるように練っていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、このことについていかがお考えになりますか。

○木下信博農業振興課長

まず、私のほうからは農業分野における人材不足の実態調査ということでお答えいたしたいと思えます。

この人材不足の実態調査につきましては、今のところ調査というのは行っていない状況でございますけど、統計上申し上げますと農業センサス、この農業センサスでは本町の農業従事者数は平成12年で4,096人ということとなっておりますけど、平成27年では3,149人と減少の傾向となっているところでございます。農業につきましては、過去において世襲により農家は継続されてきておりましたが、近年は農家出身であっても農家を継ぐ者が少なく、農家の高齢化、兼業化により人材不足が顕著になっているものと考えております。

このような人材不足に対応されるため、農家の方の状況でございますけど、特に本町の産物でございますタマネギとかレンコンといった露地野菜、またイチゴなどの施設野菜などの園芸作物につきましては特に繁忙期となる時期においてJ Aや青果業者、人材派遣会社などに作業支援を依頼されている状況でございます。また、米、麦、大豆につきましては、大規模農家と集落営農がその大部分を担う農業構造ができ上がっているところでございますが、今後離農者の増加や家の跡継ぎはいても農業の後継ぎはいないなど、人材不足は重要な問題であると捉えております。

このため、農地の受け皿となる担い手の育成や任意の集落営農組織を強化した法人化の推進に力を入れ、高性能な農業機械を共同で購入することによりコスト低減とともに省力化を図り、人材不足の解消につなげたいと考えております。なお、園芸作物や米、麦、大豆などに導入されます農業機械につきましては、国の補助事業や県の単独補助事業といったものがございますけど、採択要件というのが当然ございますが、活用できるものは活用をしていただき、負担軽減を図っていただきたいと思います。

また、最近では農業機械の技術革新が目覚ましく、ICTを利用したロボットトラクターやコンバイン、田植え機、また薬剤を散布するドローンなどによるスマート農

業の実証試験が各地で行われています。本町におきましても、佐賀県農業試験場所有のロボットトラクターを使ったスマート農業の実証試験が現在行われているところがございます。今後におきましては、このスマート農業が普及するといったことで人材不足に大きく貢献されるのではないかと期待をしているところがございます。

以上です。

○吉村大樹産業創生課長

それでは、私のほうから商工業者についての実態調査について答弁したいと思います。

商工業者についての人材不足の実態調査でございますが、本年4月に県商工会連合会等が県内の中小・小規模企業の現状や経営課題などをまとめた中小・小規模企業白書を作成されております。この白書は、人手不足、事業継承などの観点を含めた質問項目などを昨年の7月から9月にかけて調査をされておきまして、白石町商工会の519件の会員のうち94件を対象に実施されてあるところでございます。

今回の調査につきましては、地域ごとの集計また白石町内商工業者全体の調査には至っていないことから、町全体の商工業者に関する現状の把握は現在のところできていないところでございます。特に、若い世代の人口流出につきましては、地域の安定した生活に不安を感じているところでもあり、人材不足の対象となる各事業所の状況を把握するために今後どのような形で調査を行ったほうがよいものなのか、関係機関と協議をする必要があると考えております。

以上です。

○木須英喜白石創生推進専門監

議員おっしゃられるところの町内の産業構造を必要とする人材の実態調査ということですが、先ほどの答弁も申しましたとおり、今後総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が控えておりますので、この中でそういった調査に係るアンケートあるいは要望事項などを参考にして、今後実態把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、やはり白石町内の施策を展開するには町内の実情というものがしっかりとわかっていないと効果的な施策に展開できないと、そういったところがあると思いますので、民間の方々には実際に人の行き来だったり仕事の量だったり金銭のやりとりだったり、実際やられていますから、数字的なものじゃなくて肌で感じるんでしょう。そういった部分が多かろうと思います。では、そのどこの部分が伸びていてどこの部分が困っているのか、そういったところが効果的な施策を考える上では必要な調査じゃないのかというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に2項目め、ふるさと愛の醸成について伺っていきますけれども、その1つ目としてふるさと納税を通じた縁を大切にする仕組みづくりということで、

我々議員も東京や関西のふるさと会へ招かれ参加をしているところであります。その会に参加していただいている本町出身の方々は本当にふるさとを愛していただいているというふうにも感じております。また何かしら本町へ貢献したいと、このように言われている。ふるさと納税を中心として多くの支援を承っているものと、そのように思っております。県外へ出られた本町出身の方々は白石町との縁を持っておられるはずなんですけれども、その子供たちのふるさとは白石町じゃないんです。当たり前のことなんですけれども、そのような方々とも白石との縁が途切れることのないようなふるさと納税を通じた仕組みづくりというものについてお伺いをいたします。

ふるさと納税の返礼品として現在は地場産品を中心として扱っておられますけれども、寄附者の家族にも白石町を訪れていただく機会をつくるべきじゃないのか。提案をする一つとして、帰省時の交通費のクーポン券、旅行券、本町の飲食店などのグルメクーポン券、道の駅の飲食クーポン券だったり、その他観光チケットなど、寄附者が家族とともに白石を訪れて懐かしんだり、何かしら力をかしてくれる、貢献できる、そういった仕組みづくりというものをぜひとも取り組んでいただきたいなというふうにも思います。

クーポンがふるさと納税の返礼品として扱えないという場合においては、返礼品とは別の形においてこういった整備ができないのか。また、白石町へ何度も寄附をしていただいている方、こういう方々に、白石町に魅力を感じておられるというふうに思います、その方へも返礼品とは別の手段で同様のことをやるべきではないか。平成30年度9月補正にて道の駅関連経費に4,200万円ものふるさと寄附金を充当されてもおられます。必ずかかる経費以上のお金を白石町に落としていただければ、ふるさと納税が世代を超えた縁を結ぶことができるのではというふうに感じておりますけれども、そういった仕組みづくりについてどう思うのか、どう考えるのか、お願いいたします。

○吉村大樹産業創生課長

それでは、ふるさと愛ということについて御答弁申し上げます。

議員も御承知のとおりふるさと納税の新制度が6月1日にスタートしまして、返礼品は寄附の3割以下の地場産品に限られるということになりました。これにより自治体間の過度な返礼品競争が是正されまして、新制度の中でルールが徹底されることによりふるさと納税制度が適正に実施されていくものと思っております。あわせて、各自治体が地域ならではの返礼品の開発に力を入れていくことも予想されているところでございます。

そのような中で、縁を大切に作る仕組みづくりは重富議員がおっしゃるとおりこれからの白石町にとって一つの大きなテーマであると考えております。本町は現在、特に白石ブランドの農産物にこだわりまして、特産物を返礼品としているところでございます。今後も安全・安心な農産物を自信を持って提供していくことで、これまでより多くの方にリピーターとしての縁づくりを含め関係人口の増加に努めたいというふうに考えております。また、あわせて各自治体ではここ数年、モノ消費型ではなくて、地域の観光資源を生かした体験や福祉の視点を取り入れたものなど、コト消費型の返

礼品がふえてきております。今後本町としても議員の質問のとおり寄附をいただいた皆様が白石町へ訪れていただけるようなコト消費型の返礼品、例えばでございますが、親子で参加する収穫体験とか、あと本町内で使える共通の食事クーポン券などを考案することが新たな縁づくりにつながるものと考えております。ただし、帰省時の交通費等の旅行券につきましては、換金性があることからふるさと納税の地場産品の新基準に該当いたしませんので、補足したいと思います。

以上です。

○重富邦夫議員

私としては交通費というのが一番効果的ではないのかというふうにも思っていたんですけれども、そういうことであればまた違った方面でここは幅広くこれは考えていくべきだろうと思います。産業創生課だけでなく、いろいろな各課からの意見を聴取して、いろいろなアイデアを出していただきたいと、このように思います。

次に、クラウドファンディング型ふるさと納税のことについて質問いたします。

クラウドファンディング型ふるさと納税制度は寄附者が応援したいプロジェクトに直接寄附できる制度であり、総務省においてもこの制度を通じて起業家支援、移住交流促進をテーマとしたプロジェクトに取り組む地方自治体へ特別交付税の財政支援を実施されております。また、寄附者と継続的なつながりを持つ取り組みや移住・定住対策への取り組みへも国からの財政支援があるというふうにされております。実際にそのサイトを見ていると、観光や災害支援、教育、福祉、地場産業の育成など、幅広い分野において、行政の手ではなかなか手の届きにくい事業を地元の起業家やNPOなどがこの制度を活用して資金を使って実施されております。

全国的にも多くの自治体が起業家支援やまちづくりにこの制度を活用して資金調達の支援をされているようです。ひいては地域経済の好循環というものにもつながっております。まち・ひと・しごと総合戦略において新しいことへ挑戦する人へ積極的に支援することをされており、本町で起業や操業しようとする個人などへ白石町創業者支援制度を行うとも記載をされており、私から言わせれば、新しいことへ挑戦する人へ積極的に支援すると言っておられるその執行部、こここそ挑戦しなければならないんです。みずからがチャレンジしないで、チャレンジしてくださいなんてとても言えませんから。まずはやはりそういう気持ちで私はこのクラウドファンディング型ふるさと納税に着目していただきたい。

また、これを創設するには行政側の視点だけでなく、民間側の視点というものが非常に重要であり、さまざまな仕掛けやアイデアが必要だと考えます。民間や住民との協働によるまちづくりを進めていく中において観光推進団体やまちづくり団体へこの制度を活用した資金調達を支援することは、事柄によっては一気に課題が解決していくことも考えられます。クラウドファンディング型のふるさと納税制度を創設するに当たって、私のほうから速やかに検討委員会の設置というものを行い、本町の新たな起業家、新商品の開発などへ募集を募っていくべきではないのかというふうに思います。どれだけのやる気があるのか、答弁願います。

○木須英喜白石創生推進専門監

クラウドファンディング型のふるさと納税制度の創設ということでございますが、一般的にクラウドファンディングというのはこんな商品をつくりたい、今ある問題を解決したいということで、そういった事業案を持つ人がインターネットなどを通じて世界中に呼びかけ、資金を募ることができるシステムということになっております。このシステムを用いて自治体が地域の課題を解決するために具体的な使い道、これを掲げて寄附を募るといのがクラウドファンディング型ふるさと納税ということになります。

通常ふるさと納税でも寄附したお金が自治体でどのように使えるか選ぶことができるという制度、メリットがございますが、これを子育て支援や環境保護など、寄附金の大きな使い道を指定できますが、クラウドファンディング型は地域が抱える課題や新しい取り組みに対して寄附をします。目的に応じて期間や金額を定めてインターネットを通じて個人から資金を集める仕組みというふうになるかと思えます。

平成30年4月から起業家支援及び移住支援施策を対象に、ふるさと納税型のクラウドファンディングを利用すると総務省が特別交付税において措置をするというふうな発表もなされているようです。佐賀県でも民間とかNPOという話も出ましたが、そういったところと協力して、この取り組みを積極的に行われております。全国でも有数の先進県というふうになっているようでございます。クラウドファンディング型のふるさと納税については白石町においても財源確保の有効な手段ではないかというふうに考えておりますので、今後こういったメニューを検討していく、それからあと我々もまだまだ勉強不足でございますので、制度の研究などをしていきまして、検討委員会の設置にすぐということにはちょっとなかなか厳しいかと思えますが、NPOや民間、こういったところからお知恵を拝借しながら、今後制度創設の際には御協力を賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

できるだけ前向きに、一步ずつこれは進めていっていただきたい、このように思います。

それで次に、同窓会の推進について、最後の質問なんですけれども、本町の方々、節目節目で同窓会というものを開いておられるんですけれども、なかなか全国的に散らばった同級生などつながりを持つということは、連絡をとっている方もいらっしゃるけれども、やはり同窓会というところで会うということが大半じゃないかと思えます。

ふるさと愛の醸成についてということについては、この同窓会を活用するということが私は一番絶好の機会ではないのか。白石町が一つになるというところ、私たちの自治体だけではどうしてもできない問題も各地に散らばった白石町出身の方々の力をかりれば何とかできるのではないかと、そういった思いもありますし、ふるさと納税だとか道の駅のPRというのはもとより、町をSNSで発信をしていただくとか、つながりを強化する目的として事業に取り組むべきではないか。出身者の住所や各種

情報を含めて個人情報として収集することが難しいのであれば、同窓会の幹事を通じてSNSを発信したり、同窓会の案内に同封したりする手段ができるんじゃないかというふうに思います。

これについては大きな予算も必要とせず、リアルタイムにふるさとの情報を発信できる、そういう可能性を秘めているというふうに思います。まずは同窓会の実態把握と地元での開催がされるよう、推進策についてお伺いいたします。

○木須英喜白石創生推進専門監

ふるさと愛の醸成ということで、同窓会の活用ということでございます。

同窓会の活用ということに関しましては、本町では現在実施している取り組み等はありません。県内の例を見てみますと、同窓会の開催費用を一部助成されている自治体もあるようでございます。ただ、その自治体においては補助金申請書をまず申請していただきまして、そこで参加予定者の名簿の添付を義務づけられているというふうなことでございました。個人情報の保護の観点などございまして、ダイレクトメールなどその名簿をほかの目的での活用はされておらず、情報発信については幹事の方を通じてその同窓会の当日に町のお知らせの伝達やパンフレットの配布等をされているようでございます。

東京や関西、そういったところのこちらの出身者、こういった方に我々としても何とか連絡をとって町のPR等を行っていきたいんですが、どうしてもやっぱりそういったことに関しては個人の確認をとらなくてはいけないということもございまして。そういったところで今後いい方向に検討していければというふうにちょっと考えておりますが、なかなかさっき言いましたように難しいのかなというところもございまして。

御提案いただいたふるさと愛の醸成ということにつきましては、町民の皆さんが白石町に住んでよかった、今後も住み続けたいといった満足感を感じていただけるように、地域づくりや地域振興策として限られた財源の中、総合的に検討してまいりたいと思います。SNS等の情報発信につきましては、これまで同様に随時行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、言いたいことはたくさんありますけれども、最後に、こういったありとあらゆること、将来を見据えた上で、将来を見据えた政策でつなげていくということこそ、これは私、町長の役目だというふうに思うんです。

私がサラリーマンをやっていたとき、そこの社長から言われていました。あれこれ考える前にまずやってこい。そこには私個人の責任はもちろんあるんですが、失敗したら大きな意味では私個人では責任なんて何ひとつとれないんです。最後は結局は自分がけつを拭くというふうに多分思われていたんでしょう。行ってこい、やってこいというこの言葉を発するのにどれだけ度胸が必要なのかというのが、今身をもってわかっているところでございます。

私がなぜそういったところに突き動かされたのかというと、もうその社長本人が結

局のところチャレンジしているんです。やっぱりそういった背中を見せていただいているから従業員たちがチャレンジできる、自分も頑張らないといけないというふうになってくるんですから、私は町長には今以上にそういった部分というものを求めますけれども、町長最後に、時間もございます、よろしくお願いいたします。

○田島健一町長

時間も押し迫っているようでございますので、簡潔に私の考え等について述べさせていただきますというふうに思います。

最後のふるさと愛の醸成についてということで、ふるさと納税からクラウドファンディング、また同窓会の活用について、先ほどから産業創生課長、白石創生専門監から答弁を差し上げたとおりでございまして、特に縁づくり、また新たなクラウドファンディング、さらに同窓会の活用については本当に先ほど来、議員から新しい提案もいただいたところでございます。私も職員の皆さんにはチャレンジということを毎年新年の挨拶ではさせていただいておるところでございまして、やはりチャレンジなくしては前進なしと私も思っております。

そういった中ではありますけれども、このチャレンジといってもやはり我々行政は憲法があり、法律があり、条例があり、いろんな制度がございます。その中でやっぱり泳がなくてはならないというところもあるわけでございまして、何もないところに突っ走るわけもいかないという面もございます。そこら辺については、先ほど来、議員からもいろいろと御提案ありましたけれども、内部で検討できるものについては積極的に検討していこうじゃないかということで頑張っていきたいというふうに思います。

いずれにしても、白石町内に住んでいらっしゃる方が住んでよかったな、今後も住みたかなと、また町外の人たちもおじいちゃん、お父さんのふるさと、よかところね、私たちが応援すいと、そう言っていただけるように、白石町が目立つように、目立つようと言ったら目だけじゃないですけども、いい町だなと言ってもらえるように、今いる私たち行政でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、時間も来ましたので、チャレンジできる白石町であってほしいという思い、期待を込めまして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで重富邦夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時44分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

一般質問1日目、午後ということもありますが、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、第7期を迎えております介護保険事業計画についてということで質問しています。

第6期計画においてサービスの給付状況及び認定者数ともに制度改正により事業の実績数値が計画を下回っていました。これは給付の状況や介護予防の内容の変更によるものだと思っています。この第7期計画もちょうど2年目、中盤となり、どのような状況になっているかということでお尋ねをしています。

日本は諸外国に比べて例を見ないスピードで高齢化が進んでいます。65歳以上も3,000万人となり、それから2042年には3,900万人ということでピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けると言われています。可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような社会づくりが目指されているところです。

介護保険制度は7期目となっているわけですが、2015年制度改正により取り組みが変わってきています。先ほども申し上げましたが、これまでの取り組みから考えてみると、2000年でしたが介護保険制度が平成12年に始まりました。2005年、このときも法改正がありまして、地域包括ケアという言葉が初めて使われたんじゃないかというふうに思っています。2011年、このときも改正がありまして、自治体自体が地域包括ケア推進の義務を担うようになっていきます。2015年改正、地域包括ケアシステムの構築ということで新たな名前がつけられ、医療と介護、介護予防・日常生活支援総合事業ということが創設をされています。

このところでこのような現状で今どのように白石町が進められているのかということでお尋ねしていますので、状況についてお願ひをします。

○武富 健長寿社会課長

まずは第6期の介護保険事業計画の実績値が計画値よりも下回ったということで、その状況についてお話をさせていただきます。

第6期介護保険事業計画の計画期間であります平成27年度から平成29年度の認定者数の状況は、先ほど議員おっしゃったとおり制度改正によりまして一部の予防給付サービスが介護予防・日常生活支援総合事業へと移行されたことに伴いまして、要支援1、要支援2の認定者が減少し、実績値が計画値を下回る結果となっております。

また、サービス給付状況につきましても、施設サービス、在宅サービス、居住系サービス、いずれも実績値が計画値を下回る状況となっております。

第7期の介護保険事業計画についてですが、平成30年度を初年度といたしまして令和2年度までの3年間を計画期間として策定されております。認定者数につきましては第1号被保険者数の増加等を背景に増加傾向で推移するものと見込まれておりましたが、計画初年度の平成30年度の認定者数は実績値が計画値を下回っております。これは先ほど言いました第6期介護保険事業計画と同様、制度改正を受けまして平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことによるものと考えられま

す。

また、高齢者が健康で生き生きと生活を続けていくことを支援するため、介護予防を推進し、介護が必要な状態になる以前から健康体操サロンを初め、しゃきつと教室、元気が出る学校など、適切な介護予防のサービスを提供していることも効果があらわれているものと考えております。

また、介護サービスの給付状況につきましては、第7期の介護報酬改定を踏まえまして介護給付費が増加傾向で推移するというふうに見込まれておりましたが、平成30年度の給付実績値は計画を下回るといったような状況になっております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

地域にこういった介護事業につきましては、介護事業をつくり上げていくのは大変なことだと思っています。それに白石町はどのような介護のサービスを行うかというようなことについてもいろんな検討を行われた上で持続可能な地域をつくり上げていく、これはもう一番大切なことだと思っていますが、一番介護法制度が変わって基本的に何が違って、先ほど認定者数とか言われましたけれども、認定状況から見て基本的に変わっていることは何だと思われませんか。

○武富 健長寿社会課長

これまで介護保険法の給付という形で公的なサービスが投入されていたところでございますが、法改正を受けまして、制度改正といたしまして介護保険サービスによる要支援1、2の方が利用していた全国一律の介護予防訪問介護とか介護予防通所介護について市町村が実施する事業に移行したということが一番大きな変更点かというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

全くそのとおりだと思います。要するに、市町村で行っているということで認定を受けなくても介護予防を受けられるようになったというところが大きな違いかなというふうに思っています。

そういった意味で、総合事業というのが始まってきていると思いますが、総合事業については人材の育成であったり担っていく人たちというのがとても大切なことになってくると思いますけれども、そういう持続可能な地域をつくり上げていくということで、どちらかという今コミュニティの創出とかいろんなことを言われていますけれども、そういう持続可能な地域にしていくことについてはどのように考えられますか。

○武富 健長寿社会課長

先ほど議員おっしゃいました総合事業という事業でございますが、総合事業につきましては地域の実情に応じまして住民との多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることに地域の支え合いづくりの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効

率的な効果的な支援を目指すと、そういった地域づくりを目指すものかというふうに考えております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

課長言われたように、私も先ほどもちょっとコミュニティのことを言いましたが、最近はこちらかというコミュニティの創出とか、それがうまくできれば持続可能なまちづくりもできるんじゃないかなと、1番目に私は思いました。

それから、今どちらかという社会参加というのが少なくなってきていますので、社会参加活動というのをもっとふやすべきじゃないかなというふうに思っています。それから、一番にはやっぱり介護保険料を安くするというようなことに向かって地域が取り組んでいくというような、そういういろんな事情が上げられると思いますが、課長も言われたそのものとそういうようなことも含めながら持続可能なまちづくりをみんなでコミュニティを守りながらつくっていくことだというふうに思っています。今聞きました介護保険事業についてはそういう違った点があるんだということを伺いました。

そこでですけども、その中で2点目に移りますが、生活支援体制整備事業ということで、これも平成27年から行われている事業です。このことについての進捗状況であります。今ずっと地域座談会というようなものも行われています。そういう点も踏まえましてお願いします。

○武富 健長寿社会課長

生活支援体制整備事業の進捗状況についての御質問だと思いますが、この生活支援体制整備事業につきましては単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって社会福祉協議会、介護サービス事業所、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活の支援体制の充実強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とした事業でございます。

本町では、生活支援コーディネーターの配置と多様な主体間の情報共有及び連携協働により体制整備を推進する協議体を設置し、平成28年度から取り組みを行っているところでございます。その取り組み状況でございますが、生活支援コーディネーターにつきましては現在白石町社会福祉協議会に委託をしております。地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保といった資源開発、また関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等といったネットワークの構築を果たす役割が期待されているところでございます。

次に、協議体の設置であります。現在本町では町を単位とした第1層協議体を設置しまして情報共有及び連携協働を図りながら地域課題についての問題提議、課題解決に向けた方策の検討を行ってきたところでございます。また、先ほど言われたように地域づくり座談会を小学校区、中学校区単位で開催し、地域の支え合いの体制づく

りの重要性について確認をしてきたところでございます。
以上でございます。

○内野さよ子議員

今おっしゃったように、地域づくりの支え合い推進という方が社協の職員さんだと思いますが、その方を中心に座談会が、私が参加したのは7回ですが、ずっと参加をしています。参加者も少ないということもありますけれども、そういったプロセスを踏みながらいろんな取り組みに結びつけていかれているんだと思います。そのプロセスというのはどういうふうにされているのか、そこで意見が出たこと、それを結びつけていかないと地域づくりの大きな構築というのはできないと思うので、その辺についてはいかがでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

これまで平成28年度から先ほど申し上げましたように地域づくり座談会等を開催いたしまして、それぞれの課題等が見えてきたというような状況でございます。

今後につきましては、さらに進めまして、小学校区単位の日常生活圏域でのコーディネーターの養成を推進し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりの充実強化を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○内野さよ子議員

先ほどコーディネーターというふうなことを言われました。生活支援のコーディネーターですが、推進員とも言ったりしていますけれども、そういった方々を今3人で行われているというふうに書いてありましたけれども、そうすると校区ごとになるということになりますとそういったコーディネーターの増加とか、そういう推進の方々は今後どうなっていくのか、その点について。

○武富 健長寿社会課長

先ほど言いましたように、今後は第2層の協議体という形で進めさせていく中でコーディネーターの養成というのがちょっと大きな課題かなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほど私が地域づくり座談会におけるそういった意見が出て、プロセスがあると思うんです。プロセスについてはそういった話し合いの結果、座談会で出た結果をまとめ上げていかれるんだというふうに思いますが、そういったものをいろんなメニューに加えられていっていると思うんです。白石町にはこういうのが必要なんだと。例えば支え合いみたいなかせすっ隊とか、ああいうなものもこういうものの中から出てきたんじゃないかなと思います。そういうことでとても大切な支援体制づくりだと思います。

私が7回ほど参加をしましたがけれども、やっぱり今白石では白石全体なんです。校区ごとされるなら校区ごとぐらいのほうが意見はまとめやすいのかなというふうなことをちょっと感じているところです。ちょっと白石町はどちらかという横に広く、山合いがあったり海辺にあったりするというようなことがあって、課題も何か若干違うのかなというのを感じたりしています。

そういう意味で、その推進員さんを中心に今後やっぱり盛り上げていかないといけないと思いますので、体制づくりを第2層へ向かってきちっとやっていただくのがいいのかなというふうに思います。それはもう社協との話し合いの連携の上だと思いますけれども、ぜひ成功させていただきたいというふうに思っているところです。

生活支援体制整備事業については進むと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、医療、介護、住まい、3番目ですけれども、この医療と介護ということはもともとずっと聞かれたことでしたけれども、少し前から医療、介護、住まい、生活支援、介護予防というのが一体的に行われるという、これが生活支援体制づくりだと思っています。そういう構築に向けた介護保険予防計画の第7期については、より進化させたという言葉が使われています。より進化させたというのは具体的にどんなことかなというふうなことを考えたりするわけですけれども、今できていないことをこれからつくっていかないといけませんので、例えば今ですと自助とか互助とか共助とか公助とか、いろんなことが言われています。そういうふうなものの中から町民と一緒に頑張ってみんなでつくり上げていかないといけないと思うので、そういうものの、そういう方々の力をかりながらやっていく、それからなおかつ介護保険の財源の抑制をやっていくというふうな2つの道を歩みながら進まないといけない、それが地域包括ケアの構築かなと、自分だけそういうふうに理解をしています。

そういったところで地域で暮らす全ての人々が一人一人が暮らしやすいというふうなことだと思います。何か人ごとのようですけれども、もうみんながその中に入っていますので、2025年に体制の構築というふうなことが書いてあります。2025年というのは、今現在1947年から1950年ぐらいまでに生まれた団塊の世代の方たちがみんな75歳以上になるときが2025年になるというふうなことが言われていて、そのときはもう既にここにいる大抵の人たちがだんだんそこにも近づいていきます。そういったときに人ごとではなくて自分もそういう渦の中にいるんだという気持ちをしなから、支え合いながら、支えてもらいながらつくり上げていく、そして財源の抑制をしなからいくということです。

しかし、これから先、介護保険料も上がると言われていますので、なおさらそういった構築というのはとても大切なことだと思います。医療、介護、住まい、それから生活支援、予防を包括的に連携をしてつくり上げていく、これをこの5つを一体的にやっていくという体制づくりかなというふうに自分は理解をしています。

先ほど総合事業のことを課長は言われましたけれども、全国一律ではない事業だと思えます。白石町に合った包括ケアシステムのつくりをしないといけませんので、そういう第2層に先ほど移るというふうに言われましたから、そういうものもみんな一緒につながっていると思うので、うまくつくり上げていられるようにしていただきたいというふうに思っています。だから、みんなが協力してつくり上げる地域包括ケ

アシシステムというふうに思っていないといけないと思います。

でも、先ほど言った生活支援体制整備事業でも参加者はとても少ないんです。白石地域、有明地域とあってはいますが、白石地域も20人ぐらい、どこも有明もそのぐらいの人数で、その人たちは何回も参加している顔ぶれが一緒です。でも、人ごとではなくて、みんながそれを集えるようなPRももっとしていかないと、この構築がとてもできないというふうに思っています。だから、構築をつくり上げるとか、言葉だけではなくて、実際どうしたらつくり上げていかれるのかという、行政はものすごくやってあると思いますけれども、みんなの気持ちを引っ張っていくようなあり方に持っていけないと、なかなか難しいというふうに思っています。

よくこのごろそういう地域支援とかと言うと、地域というのはどのぐらいのことを範囲を言うんですかとよく言われています。課長はどういうふうに思われますか。

○武富 健長寿社会課長

地域の範囲ということでございます。それぞれ個人個人の捉え方がいろいろあるかなというふうに思いますが、私個人的には地域というとはやはり小学校区単位というのが地域かなというふうにまずは捉えております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

それが第2層の生活支援整備体制事業の校区です。地域を守っていく地域の体制づくりだというふうに思っています。基本的には地域というのはどういうことかとちょっときのう調べましたら、30分以内で歩ける範囲というふうに書いてありました。その範囲だったらお互い支援をしたり支援をされたりする範囲じゃないかというようなことが書いてありましたので、支援体制整備事業、第2層へこれから向かっていくと思いますので、その体制づくりに向かって介護に関して、福祉に関してやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているところです。

それから、そのほかの総合事業の中に4番目に上げております通所型Bというのがあります。これはサロンの一つですけれども、通所型Bについては今現在、大体4月ぐらいに説明会があったりしながら6月初めまでにいかがですかという取り組みの申し込み申請があっていました。これについては、サロンのことを全体的なことをいうと、社会福祉協議会でサロンの登録の大体の箇所数、45だと二、三日前に聞きました。それで、その中で町が健康体操を取り入れたもので登録しているのが23箇所、そのうちで毎週1回登録をされているところに関しては13箇所ということでした。その13箇所だけではなくて、通所型Bというのは毎週1回しないといけないのでかなりハードになると思うんです。そういったことで、この取り組み状況についてお尋ねをします。

○武富 健長寿社会課長

健康体操サロンの取り組み状況についてというか、通所型サービスBの事業の取り組み状況についてという御質問でございますが、健康体操サロンにつきましては介護予防を目的としたサロンであり、ふれあい生き生きサロンの一つとして社会福祉協議

会で補助を行っていただき運営されてきたところでございます。町といたしましては、健康体操サロンに体力測定や介護予防に関する講師派遣等を行ってこれまで支援をしてきたところです。

事業の効果といたしまして、平成29年度から継続して健康体操サロンに参加した128名の方、平均年齢76.2歳の方の4項目の体力測定を行っておりますが、その中で握力と30秒椅子立ち上がりテストがやや向上した一方、歩行速度と目を開けた状態での片足立ちはやや劣る結果というふうになっております。白石町健康体操は、要介護状態でも実施できるよう椅子に座ってできる負荷の少ない体操でございます。先ほどの測定結果を踏まえまして、今年度は現在より負荷が大きいボール体操を取り入れるよう計画をしております。なお、参加者からは体の動きが軽くなった、ストレスの発散となりみんなとおしゃべりすることが楽しいなどの声が聞かれております。

サロンは参加者同士の相互作用による元気づくりの場だというふうに認識をしているところでございます。先ほど議員が申されましたように、本年度からは介護予防により重点を置きました通所型サービスBに取り組むということにしております。これはボランティアの方たちにより提供されます住民主体による通所型支援となっております。現在本町で行っております健康体操サロンがこの事業に該当するところでございます。

この事業の要件に該当するサロンにつきましては、事業対象としての認定を行い、補助を行うよう要綱等を整備しまして、各サロンに事業内容の説明を行ってきたところでございます。なお、通所型サービスBにつきましては、国のほうで実施回数や補助金の使途などについての制約がありまして、今年度通所型サービスBに移行されるサロンは想定より少なくなるのではないかとこのふうに見込んでおります。

以上でございます。

○内野さよ子議員

確かに想定より少ないということです。私も先ほど年齢のことをおっしゃった、体力測定とか、もうそのサロンに来ていらっしゃる方自体が75歳を過ぎた方がかなりおられます。76.2歳ですか、その方たちが要するにボランティアもやりながら、公民館の鍵を開けたり、まとめをしたりとか準備をしたり、いろんなことをしていらっしゃいます。そういうなことを見てみると、本当通所型Bにいかがですかというのは非常に厳しいところがあると私も思っています。

そういう点で説明会も参加をしましたがけれども、みんなにこやかに楽しくサロンをされています。されていますが、年にはかなわないんです。かなわなくて、やっぱり自分たちで話していらっしゃる時には申請書はどがんして書くとねとか、お金の会計はあんたどがんしよんねとか、いろいろ言われています。それで社協でやられたいときには月、1人100円です。100円ぐらいですが、今回の介護予防事業の中でされる分についてはかなりお金が上がります。上がりますけど、上がってたっちゃあ私たちされんよねという声が聞かれていました。それをみんなが認識しないといけないと思うんです。

やっという方たちはみんなもう高齢化になっています。私たちも65歳にな

っていますので、そこに参加をしますが、一番若いんです。若いですがけれども、いろんなことをやっていらっしゃるの76.2歳の平均の方たちです。それをやっぱり役場は踏まえて通所型Bについてもしないとイケないと思うんです。これ介護保険事業の中からお金が今回から出るようになりますので、もうその制約というのはとても厳しいものであって当たり前だと思っています。

例えば前はお菓子まではあれですけど、飲み物にも使われたとかですが、今回からは飲み物とかにも一切使われなくなっていくと思います。自分たちでまたお金を集めたりする作業もせんといかん、そっちの会計もせんば、こっちの会計もせんば、それをわかってやっぱり進める側は進めないといけないと思うんです。だから、申請書もかなり役場の中でいい書き方をした、優しい書き方をしたりとか、さっと書けるようにした申請書の書き方とか、そういうふうなことをしないとイケないと思いますが、課長はその点どう思われますか。

○武富 健長寿社会課長

今回、通所型サービスBにつきましては町のほうから補助金を出しまして活動していただくということで、これまで説明会等開かせてもらってありました。その説明会の中でも先ほど議員おっしゃられたようないろんなサロンの課題ということが聞こえてきておりますので、今回の補助金の交付申請等につきましてはできる限り簡易な補助金交付申請というような形で、事務的に余り負担のないような形で進めていくということを中心に要綱等も制定をさせてもらってあります。これからもサロンの直接の生の声を聞きながら、一緒になって活動を進めさせていただければいいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

よくボランティアの育成とか、いろんな言葉が、簡単に言うんですけど、本当に大変なことです。実際ボランティアをやっていらっしゃる方とか講演会に参加される方はもう70歳に近いような、私たちのちょっと上のような方も見られています。そういうことを踏まえて行政はやる気持ちがとても大切だと思います。

先日5月24日にも、私は行けませんでしたけれども、社協主催の講演会と介護保険の福祉関係者との講演会があってました。資料をもらいましたけれども、かせすっけんの事業であったり、それからボランティアの募集とかあってました。

これからそのサロンの中の方たちだけではできないようなこともどんどんできくると思いますので、たまには若い方の育成とかそういうものをしていかない限りは持続可能のまちづくりというのはとても難しいと思いますので、先ほど申請書とかいろんな書き方を行政がしてあげていらっしゃるみたいですので、そのようなところも考慮しながらぜひ続けられるようなサロンの事業とか、ほかにもサービス事業をやっていただきたいと思います。施設については余りよくわかりませんが、一般的な地域の活動についてはそういう思いがしているところです。

この1項目めについては以上で終わりたいと思います。

それから、2点目に移りたいと思いますけれども、私たちの本町の一般会計等の財務書類4表の考え方についてということでお尋ねをしています。

これは、実は平成29年9月議会で質問をした経緯があります。このときに言われたのが、目的としては1番目に財政の効率化を上げられる、それから町民への説明責任をできるというような、今後当財務書類の活用が進んでいくものというようなことを説明されました。

現在、1番目ですが、統一基準での町ホームページに掲載をされていますけれども、公会計制度の整備意義について、町として、そのときにも目的というようなものをお尋ねをしましたけれど、今現在、意義はどう考えているのか。あれから進んでいるのか進んでいないのかわかりませんが、行政情報というのはわかりやすい形で皆さんに開示をするということが基本だと思っています。

白石町で出されている財務書類の情報の会計区分がホームページに載っていますけれども、これは、きょうも資料要求で一般会計の分をコピーしていただいています。町の一般会計等の財務書類がまずこれが1つと、それから水道とか下水道とか国保等の特別会計を含めたものの全体会計のが2つ目と、それからもう一つ、杵藤地区の広域市町村圏組合等の10幾つあると思いますが、そういったものを含めた全体とそれからそういう全体のもので連結会計のもの3種類がホームページに載せられています。

問題点は別としまして、白石町の大まかな全体像が見えるのはよかったですと思います。これらの会計制度のそういうなものを踏まえながら、今現在の思われる意義というのはどういうふうに感じておられるか、お願いします。

○小池武敏企画財政課長

議員のほうから公会計整備についてというような御質問がっております。

御質問の前に、資料要求がっておりますので、説明を行わせていただきます。

平成29年度の本町の一般会計の財務4表を添付をいたしております。

まず、1番目に貸借対照表、バランスシートでございます。年度末時点における資産、負債、純資産の残高を示しております。それから、行政コスト計算書、どのような行政サービスがどれだけのコストがかかっているかなど、行政コストの内容自体の分析を目的といたしております。それから、3番目といたしましては、純資産変動計算書、バランスシートの純資産の部に計上されております各数値が1年間でどのように変動したのかがわかる資料となっております。4番目に、資金収支計算書、当年度におきます資金の支出と収入を示すものでございます。この各表が1ページから4ページにわたっています。

これを町のホームページに公表いたしておりますのが5ページから7ページに添付をさせていただいております。例えば5ページの貸借対照表におきましては、一番下の欄のコメントに、町の資産が約611億円、住民1人当たり約261万円、公債費、町の借金でございますが、約135億円、住民1人当たり約58万円といった、なるべくわかりやすい表示を心がけているところでございます。各指標とも同様の解説を入れながら掲載をいたしております。今後ともわかりやすい表示に努めてまいりたいと思っております。資料の説明は以上でございます。

それでは、公会計制度の整備についてというふうなことでございますが、総務省におきましては全ての地方公共団体におきまして統一的な基準での財務処理作成を要請をされております。本町におきましては、平成27年度分の決算分析から統一的な基準によります財務処理の整備とホームページへの開示を行っております。この発生主義会計に基づきまして、財務処理等の整理の目的といたしましては、まず財務情報のわかりやすい開示によります説明責任の履行に資すること、そこから得られます情報を利用し、資産、債務管理、それから費用管理、政策評価や予算の編成、決算分析などの関連づけなどによりまして内部管理に役立てることなどが上げられております。

重複をいたしますが、以上の点を踏まえますと、現行の現金主義会計を補完し、財政情報の開示手段として充実をさせることと、内部管理の手段として利用することに整備の意義があると思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

先ほど見やすくなったということをちょっと上げましたけれども、現時点では先ほどの全体会計、水道とか下水道とか国保とかのそういう特別会計にはとても利益とか手数料とか料金設定のようなものには合うけれども、今の行政のやっておられる点ではなかなか会計処理にはまだまだなのかなとちょっと思っているところです。

白石町の場合は普通の現金主義会計の、そして発生主義会計のほうへ移行をさせて置きかえてあるというような、そういうやり方でされて、通常はもう現金主義でやっているということだと思います。それからしますと、平成26年、27年、28年、そういう統一基準に向かっていきなさいという総務省からの通達があったときに240万円ぐらいのお金が総務省のほうからあってたと思いますが、そういうものの指導と申しますか、今現金主義会計をそのままやっていて、置き方はこういうふうにやっていますよというような取り組みですが、そういうものは最初はどういうふうに指導があったのか、その辺がわかれば、どういうふうにされていたのか。

○小池武敏企画財政課長

本町のほうも従来につきましては総務省のほうがまず要請という形で今も要請をされてはいますが、各自治体、まず財務表を作成をして、自分のところの会計の部分が資産等がどれくらいあるのかとか、そういったことを作成をしてくださいという任意な形での要請がございました。28年度、統一的に基準を示されて、全国的にもある程度の費用をかけながらやっていただくというふうなことで、全国的に比較ができるような資料を作成をしてくださいというふうな形で統一的な基準がなされております。そういったことを受けまして、28年度から統一的基準の整備に着手したと。それ以前につきましては、各市町独自でおのおののやり方で作成がなされているといった状況でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

今現在のところは総務省は任意的であって、市町村でおのこのやっってくださいみたいな意味合いであったということで、それについてはもう言うことはありませんけれども、2番目に質問しています、財務書類の活用というのは自治体経営の実態を捉えて、そこから見える行財政の問題を、課題を解決していくためと考えています。現在、行政の内部で財務分析指標として活用されていると思いますが、どの程度活用されているのかわかりませんが、そのことについてお願いします。

○小池武敏企画財政課長

2番目の質問でございますが、まず資料の説明をさせていただきたいと思っております。

財務書類の分析についてというような1枚紙の記載をいたしております。その中で分析の視点というふうなことで、まず資産形成度、これにつきましては将来世代に残る資産がどのくらいあるのかといった点、それから2番目といたしましては世代間公平性、将来世代と現在の世代との負担の分担が適切かというふうな分析、それから3番目といたしましては持続可能性、健全性でございます。財政に持続可能性があるかというふうなことで、どのくらい借金が町にあるのかというふうなことでございます。4番目に効率性、行政サービスは効率的に行われているのかというふうなところでございます。それから、自立性、歳入につきましてはどのくらい税金等で賄われているのかの5つの視点が分析可能となっております。

おのこの視点の指標といたしまして、住民1人当たりの資産額、負債額、行政コストなどが考えられます。資料の説明につきましては、以上でございます。

それでは、諸表の活用についてのお尋ねでございますが、発生主義会計に基づきまず財務処理につきましては国や地方公共団体の現金主義会計の予算、決算情報を補完するものとして現金主義会計ではとりにくい減価償却費、各種引当金などのコスト情報でありますとか資産、負債のストック情報の把握ができることとなります。有益な情報を得られることそのものが財務書類作成のメリットとなっております。このことにより、新公会計制度の活用視点の一つであります財政状況のわかりやすい公表として活用ができるようになっております。

本町での活用実績といたしましては、公共施設マネジメントの観点から平成28年度に策定をいたしました公共施設等総合管理計画に固定資産台帳を活用いたしました。また、今年度から来年度にかけて取り組みます公共施設の個別施設管理計画の策定につきましても同台帳を活用できるものと考えております。また、諸表から得られる情報につきましては、参考となる客観的な根拠といたしまして課題解決に適切な判断を行う材料として利用が可能です。資料にあります5つの分析の視点の指標の全国的な統一基準が示されれば、類似団体ごとの比較も容易になりまして、行財政改革への活用がさらに広がるものと考えられます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

活用としては現在として先ほど視点というのを5つ上げていただきましたけれども、現在実際やったことについては資産評価の固定資産台帳の整備をやったということ

言われました。中身についても資産台帳について固定資産台帳を整備するに当たっては統一基準になされてからの内容というのはかなり複雑できちっと整ったものがつくられていると思いますけれども、この件については時間がないので、また次のときに固定資産台帳のことについてお尋ねをしますが、統一基準についてはかなりの市町村でされていると、今はされてきていると思いますので、どこかの市町村のを調べようと思ったら調べられるわけですね。だから、比較というのは、かなりもう89%、90%については全国で統一基準になっていると思うので、比較は可能じゃないかなと思います。

それから、資料を提出していただいている分でちょっと気づきがありましたので、お願いします。

資料、これ実は4ページまではホームページに載っていないくて、5ページ、6ページ、7ページの部分がホームページに載せられている部分ですね。そうしますと、例えば私は財源はどうだろうとか退職引当金はどうだろうとか、そういうなものをちょっとぱっと見たところでした。そうしますと、こっちとこっちとホームページに載せられている部分はかなりの、前の4ページの分に比べると半分以下になっています。私が見たいなと思うのがなかったり、いろいろしますけれども、1つ、税収等の収入という欄があるんです。4ページ目の13行目ぐらいに業務収入というところがありまして、税収等の収入84億7,612万8,000円、こんなに収入があるのかって、実際ぱって見たとき思いました。これは普通の町の徴収の税金の収入と、多分交付税だと思っんです。こういう書き方は、ホームページにはそれぞれまさしくそのところしかぱんと載っていませんので、白石町で130億円ぐらいしかないのに85億円が税収なのかと一瞬勘違いをするような記載になっているんじゃないかと私は思ったんです。4ページの13行目です。業務収入のところ。

こういうのはやっぱり市町村で書き方は変えていいと思うので、例えば税収は町収入幾ら、それから交付税収入は幾らとか、分けたほうが町民の皆さんに説明は、何かなかなかわかりにくいんじゃないかなというふうなことを思いました。その点ではいかがですか。書き方は、ホームページに載せてあるのは抜粋して載せてありますので、これはもう自分の市町村でどうにでもなると思うので、こういうのは分け方次第なので、わかりやすくするところをわかりやすくしないと勘違いしてしまうんじゃないかなと、町民の方が。多分これをつくるとき、私は誰も余り見ないだろうからちょっと抜粋してしてあるとしか見られませんでした。かなり半分以下しか町ホームページには載せられていませんので、そういうなところをどう思われたか、お願いします。

○小池武敏企画財政課長

資料の中で4ページのほうの資金収支計算書、その中で業務収入として税務等の収入がというふうな議員からの御質問でございますが、これにつきましては28年度の総務省の統一的な基準、これが設けられたことによりまして、ある程度の各項目、こういったことも整理をされておって、その中に何と何と何を入れると、そういったところがもう基準となっておりますので、これをほかのところに入れたり別に抜き出したりというのは、基準の比較ができなくなりますので、そういったところで統一的にさ

れていますので、その中身がどうかというのは内訳として説明はあともって必要かなと思いますけども、各項目についてはこういうふうな形でなっておりますので、全国的にこれで表示をしていると。

そしてまた、財務書類のホームページに公表しているのは、どうしても一覧でわかりやすいような形で、ある程度何項目かありますけど、その分を集計した形で段書きをしていますので、どうしてもちょっとあわせた形ですので、何が入っているのかなというようなどころもわかりにくいというふうな形もあろうかと思います。その分を下のほうのコメント欄でちょっと幾らか書かせていただいているという状況でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

でも、普通NPOとか何かの書類を見ますと、その団体その団体にいろいろ違うやり方があるので、これは今課長が財務のそういう書類の統一的な基準があるんだったらこっちのほうを載せたらいいじゃないですか、白石町は。ホームページにこれを載せなさいという基準はないと思います。だったら、こっちのほうを載せて、もうちょっとそのところを詳しく載せたほうがより説明がいくんじゃないかなと私は思いました。それはできると思うんですけども、いかがですか。

○小池武敏企画財政課長

議員のほうからの御意見もあっております。これはちょっと一番バランスシートを全体として詳細に載せるのがどういった経費がかかっていて、資産はどういう部分があるのかとか、そういうのはある程度バランスシートを見ることができるところについてはこちらのほうが当然わかりやすいのかなというところは思っています。ただ、どうしてもホームページに載せるとなると簡略化、簡易版といった形でうちのほうとしてはこれのほうをちょっと今のところは採用しているというふうな状況でございます。

今後はそのやり方についても、掲載の仕方についても、あるいはコメントの出し方についてもある程度わかりやすい、なるべくわかりやすい公表というのは心がけていきたいと思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

3番目に、財務諸表だけでは一般的に伝えるのは難しいと書いています。今、町が抱えている問題を町ホームページ等に掲載する財務諸表に説明を加える等、工夫をしてはどうかということを行っています。答弁のとき、先ほどわかりやすく説明をと、言葉の中に入っていました。そういうなことを思うと、やっぱり町民の方が対象なんだということぐらいわかって説明しないと、誰もこのせつかく載せた、限られたページの中でと言われましたが、限られたページも3ページももったいないじゃないですか、そういう考え方だとすると。見ていただくための財務書類であるならば、4

ページにして見ていただくような書き方のほうがよりいいんじゃないかなと私は思って今回質問しました。でも、私自身も財務諸表についてはそう詳しくありませんので、また今度勉強して、しっかりと質問したいと思っています。

それで、このところについては工夫をして町民にわかりやすく説明しなければならぬと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○小池武敏企画財政課長

財務諸表につきましては、非常になかなか取っつきにくいというふうなこともございますけども、うちのほうといたしましても今の社会保障費の負担がふえておりますとか、公共施設のあり方等の課題もございます。そういった課題等については、町民の方への丁寧な説明というのも当然必要になってまいりますので、そういうふうな社会保障費の負担増あるいは公共施設のあり方等々の課題について、当然持続可能な行政運営を行うための方策といたしまして行政経営プランというのも今検討させていただいております。このような町の抱える課題につきましては、町の広報紙でありますとか直接の説明等も当然丁寧に行っていく、またお知らせをする必要があろうかと思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

4月号の町報でしたか、詳しくわかりやすく、町民の皆さんにわかりやすく説明をしてありました。あそこまでもいかななくてもいいので、課長が今言われた、今もう社会保障費が随分上がってますよとか、施設整備の管理計画をしていますのでその点は長寿命化に向かっています、しかも老朽化したところはありますのでその点は御了承くださいとか、そういった日本国全体がそういう雰囲気のあるようなことは私たちの町も同じですよという、そういったものはどんどん入れたほうが財務諸表を見るときにわかりやすいのかなというふうに思っています。

これ見ないので見にくいですが、だんだんこれを見ていると毎年の繰り返しですので、いっちょん去年と変わっとらんというのが今の諸表の出し方です。去年と数字のところだけが変わっているだけで、27年、28年、29年、言葉はみんな一緒でした。そうじゃなくて、やっぱり若干変えたりとかというのは、幾ら統一基準といってもそんな統一基準はあるんでしょうか。町独自の統一基準もあってもいいと思うんです。全国同じようにしなければならない、同じような項目を出さなければならないというのがあるんだったら、何かちょっとおかしいような気が私はしています。

それが間違っているかどうかわかりませんが、それでこういったものを契機に、せつかくそういうふうに総務省も指導をしてあるので、これから始まるのでそういう指導をされているんだと思います。始まったときに白石町がおくれていたのではなくて、そういう見方の訓練も私たちにもしていただいて、町自体もそういう学習とか研究会をぜひしていただきたいなということで、町の今の現状を町民の皆さんにお知らせするということが大事だと思います。

町の方たちはホームページを見るときにこういう財務諸表を見る人、白石町の町報

だけを見る人、いろんな回覧板だけしか見ない人といろいろあるので、やっぱり視点は統一したところで、課題とか問題点はある程度伝えてあげたほうがいいんじゃないかなというふうに私はこういう財務書類を見ながら思ったところでした。そういう意味で、ぜひ研究をされて、また質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副町長、突然ですが、時間もあと4分、5分ですので、よろしくお願ひします。

○百武和義副町長

公会計制度、財務諸表の公表の件でございますけども、これについて議員おっしゃるようになかなかホームページとかで公表はしているもののわかりにくいのではという御意見でございます。

私も以前財政のほうにおりまして、この公会計制度について少し携わっていましたが、非常にわかりづらくて、皆さん方にわかりやすい表現をとということでもいろいろ工夫もしたところがございますけども、先ほど企画財政課長が答弁申し上げましたように、なかなか全国的な基準の表でございますので、町独自で新たな数字をふやしたりとか減らしたりとか、そういったことがちょっと難しいのかなという気はしておりますけども、ただ注釈とかで町の課題等についてどこまで公表するのかという問題でございますけども、こういったことについては十分研究する余地はあると思いますので、今後勉強させていただきたいと思います。

○内野さよ子議員

全国の財務諸表のつくり方とか幾つもあるわけではないかもわかりませんが、役場の職員さんがワークショップをしたり、町民の方にどのようにしたらお伝えできるかとか、そういうのも載っていたのがありました。だから、もう自分たち独自でやっておられるところもあると思うんです。それで、これ私たちも見方はなかなか難しいですけれども、こういうものがこういうふうにしてあるんだということぐらいお互い勉強しながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに感じています。

時間もありませんので、以上で終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時12分 休憩

14時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

本日4番目の質問をいたします。中村です。

本日は通告どおり3点について質問をいたします。

まず1点目、循環型社会の推進についてでございます。

ことは、きょうはやや気温も上がっておりませんが、5月には30度を超える日があり、この夏の猛暑が思いやられたところでした。これも温室効果ガスが自然環境に影響を及ぼし、気候変動を及ぼしている深刻な事態の結果じゃないかなというふうに思われております。

一昨日まで軽井沢で行われたG20エネルギー・環境相会議では、プラスチックごみの海洋汚染対策が協議され、削減に向けた国際的な枠組みを構築するということとなりました。特に今回は日本でもレジ袋有料化の義務づけを来年4月1日に実施すると表明しております。また、昨日の佐賀新聞に掲載された記事を持ち込んでおりますけれども、その記事によりますとほかの国ではプラスチックごみに対する危機感が非常に強くて、使い捨てプラスチック製品の使用禁止を決めているところもあります。この資料によりますと、EUでは食器やストローなど原則禁止、イギリスではストローなど禁止、レジ袋に課税、インドでは500ミリリットル以下のペットボトルやレジ袋を禁止、中国ではレジ袋の使用禁止や課税、ケニアではプラスチック製の生産や使用で禁錮刑や高額罰金、日本では来年4月にレジ袋有料化、日本がこの表の中では一番緩い規制じゃないかなというふうに思っておりますが、本町でも環境に配慮した生活が大事になります。

便利さや物の豊かさを求め、大量消費を謳歌し、ごみを出し続け、つけを未来に残すをもうやめなければなりません。国では2000年に制定された循環型社会形成推進法を機にごみの減量やリサイクルに軸足を移し、ごみ問題は生活抑制、発生抑制、再使用に軸を移して、適正処分というごみ処理の優先順位が明確になり、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法と次々に法律も整備されてきております。

また、ごみ処理は各自治体によって取り組みがさまざまです。鹿児島県の人口1万3,000人の町はごみのリサイクルが80%を超えて、12年連続日本一であります。ごみの分別でごみ処理費用が減り、また地域全体の意識が高まり、結果として住みやすく豊かなまちづくりにつながります。ぜひ本町でも担当あるいは町全体での強いリーダーシップを持って循環型社会の推進をしていただきたいと切に願っておるところであります。

町では資源ごみの回収を行っていますが、その回収状況と一般廃棄物の再生利用の状況はいかがででしょうか。資料を要求しておりますので、それに基づいて御説明をお願いいたします。

○片渕 徹生活環境課長

資料がっておりますので、資料の説明を行います。

平成21年度から30年度までのごみの種類別総量及び種類別の推移を示しております。

上段の①の資源ごみの白石町分ですが、平成30年度では缶、瓶等のリサイクルしている資源ごみが合計の434トンで、下段の左側の②のクリーンセンターに搬入されている平成30年度の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの一般廃棄物の総量が5,221トンあります。平成27年度12月までは杵藤クリーンセンターで、平成28年1月以降は伊万

里市に新設されました佐賀西部クリーンセンターで処理しておるところでございます。下段の③の佐賀西部クリーンセンター全体、4市5町での平成30年度の実績を示しておりますが、搬入実績といたしましてごみ総量5万7,709トンであります。

また、③の表の右側の再生された有価物の実績ですが、飛灰を除く約79%が再資源化されております。さらに、佐賀西部クリーンセンターでは、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを高速回転破砕機で細かく破砕し、その中から鉄類、アルミ類を選別し、資源化をしております。また、可燃ごみは高温で処理され、発生する熱エネルギーを回収して発電し、施設運営に活用するとともに、余剰電力は売電をしております。高温処理から発生する溶融物から道路の路盤材やコンクリート製品などに用いられるスラグと建設機械のおもりなどに利用されるメタルとして採用されております。

本町の再生利用率につきましては、②の表の右側に黄色の欄に表示しておりますが、搬入量と再生量により算出しますと、平成29年度からのデータであります。約10%程度となっております。

以上でございます。

○中村秀子議員

これは9月議会でも問題であるというふうに私は申し上げたんですけれども、資源ごみですが平成21年度の総量が987トンだったのが、10年後、平成30年度は約半分の434トンに減っております。生活に伴っていろいろなごみは出るのにもかかわらず、資源ごみとしての利用が減っているという、これは町民の皆さんの意識の低下といえますか、高まっていないということのあらわれではないかというふうに思っております。

また、クリーンセンターに搬入された廃棄物の量ですけれども、これについては可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみですが、21年度と30年度で比較いたしますと、これは増加をしております。そして、再生利用率は10%と申しましたけれども、日本の平均が約20%でございます。先ほど紹介いたしました日本一のところでは、再生利用率が80%になっております。この大きな差ということを考えますと、本町は地球環境に自然環境に優しい過ごし方をしていないように見えてきません。そこを何とか打開する必要があるのではないかなというふうに思うところでございます。

次に、可燃ごみの収集の状況について見解をお聞かせください。特に紙ごみや生ごみの状況については、私の持ち込み資料を出しているんですけれども、これ京都府の、いろいろ当たってこれがちょっとわかりやすかったので、写真つきで出しているところなんですけれども、家庭の燃やすごみ、可燃ごみとして排出されているごみのうち約4割が生ごみ、食品廃棄物です。また、紙ごみが3割と突出して多いという結果が得られているという、これは京都市の結果ですけれども、私が回収場、ごみ集積場を見て回っても、割とそういうふうなことじゃないかなというふうに思いまして、昨年9月議会でも生ごみと紙を何とかしたら可燃ごみは減るんじゃないだろうかというような提案をさせていただいております。

昨年9月議会では生ごみ段ボールコンポストについて提案をしておりましたけれども、その後どのように検討されたか、またこのような可燃ごみの収集、集積状況につ

いて見解をお聞かせください。

○片渕 徹生活環境課長

資料でもおわかりのとおり、クリーンセンターに搬入されるごみの量についてはなかなか減少していないのが実情でございます。可燃ごみの搬入量を10年前の平成21年度と比較しましても議員おっしゃるとおり増加となっております。増加した要因につきましては、佐賀西部クリーンセンターでは燃焼によって発生する熱エネルギーとして活用するため、以前資源ごみとして回収しておりましたトレー、廃プラを平成28年度からは可燃ごみとして処理することとしたことや、野焼き等の焼却禁止など、また佐賀西部クリーンセンターへの直接搬入なども一因であると考えておるところでございます。

町としては、生ごみの減量化を推進するために生ごみ処理機やコンポスト容器の購入に対して補助を行っております。家庭でも手軽に取り組める段ボールコンポストの購入補助についても一応対象としているところでございます。今後も燃えるごみの減量と生ごみの減量に向けた取り組みについて広報などで周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

じゃ、確認をいたします。

生ごみの処理についての補助として熱処理でする機械についても補助をする、また段ボールコンポストについても補助をする、それは4月からでよろしいのでしょうか。

○片渕 徹生活環境課長

昨年の9月に議員の質問で段ボールコンポストの補助を取り入れたいというふうな話がありまして、一応いろいろ検証して、本年度から対象にすることとしております。

それで、本年度については、今のところ段ボールコンポストの補助実績がありません。それと、段ボールコンポストについては、安価で家庭で手軽に取り組めてごみを減量できるメリットがありますので、町としてもぜひPRして推進していきたいと考えております。段ボールコンポストを普及推進するために講習会の実施等も一応検討をしているところでございます。

○中村秀子議員

前回の議会についての真摯な御検討、ありがとうございます。少しでも生ごみが減る方向で、これをする事によって町民の皆さんの意識が高まる事が何よりだというふうに思っているところです。

もう一つ、3番目に書いておりますけれども、食用油の回収について町民の皆様から、油はどがんもされんやろかというようなお尋ねを受けました。というのも、佐賀市などのスーパーの玄関先に廃油を入れるような容器が置いてあるんです。それで回収して、ディーゼルオイルか何かにする、市営バスに使うというようなことをされて

いるようでした。

本町でもそういうことができれば、廃油はもう廃油石けんしかないなど、廃油石けんにするか固めてぼん、あれを使って捨てるというふうなことしか考えていなかったんですけども、廃油もエネルギーとして再生利用ができるんだということで調べておりましたら、そういう企業がございます。全国調べていたら、これは全国へ使用済み食用油のお引き取りいたします、当社独自のお引き取りシステムを構築し、全国どこへでもお伺い可能ですと書いてあります。お引き取りに係る費用は一切発生しません。使用済みの食用油を産業廃棄物としてではなくC-FUEL、バイオディーゼル燃料の原料としてお引き取りいたしますというような会社もございます。

数件こういう会社がございまして、いろいろ手間暇がかかるのがこのごみ問題です。もう一々手間暇かけないと簡単にやろうと思って今の現状を生み出しているんです。生活一つ一つを丁寧に、手間暇かけて処理をするという態度がないとなかなかいかないんですけども、他自治体を参考に、例えば大型スーパーが何件かありますけど、そこには毎日買い物に行きます。そのときに廃油を持って行って移せるとかというような、そういうシステムがなければ廃油の問題は解決するなあと思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○片淵 徹生活環境課長

議員おっしゃいますように県内でも収集場所を指定して家庭の食用油を業者に委託して回収する市町もございます。先ほど言われましたとおり佐賀市においてはそういった回収をされておりまして、バイオディーゼル燃料に再生して、それを市営バスとか収集車に利用しているというような事例がございます。

ただ、車の燃料として利用するには、近年の車についてはほとんどコンピューター制御というふうなことで、急に車がとまったりする故障の原因になるというふうなこともありまして、精製上の問題が残るということも聞いております。そういったことで、廃油の再生利用については施設の建設コストなり精製物の向上とか、あと利用先の選定等いろんな問題があることから、今のところ町としては取り組んでいないのが現状でございます。

しかしながら、自主回収については、そういった議員おっしゃるような事例がございまして、そういったものを検討しながら検討を行っていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

○中村秀子議員

ぜひ、ごみというのは一つ一つなんです。紙、油、プラスチック、それぞれ処理方法が違って、やっぱり私たちが便利な生活を手にするためにはこんなに多くの犠牲を払っている、次に生きる世代に負の遺産を少なくとも残さないで過ごしやすい郷土をつないでいかなければいけないという責任が私たちにあるんじゃないだろうかと思えます。それは大いに行政の人たち、行政に握られていると言っても過言ではございません。

そういうふうなことで、廃油についても、本町で施設をつくるというのは大変なこ

とですので、そんなただで持ってってくる業者があつたら、お金もくれるそうですので、ぜひそういうふうにしていただければなというふうに思っております。

4番目に、環境教育は今や大切な課題です。子供たちに現在の状況を理解させ、今後の環境に対する問題意識を持って行動していくことは子供たちにとって大切であるというふうに思います。佐賀市では全学校が学校版 I S Oに取り組んで意識の向上と行動力の向上に取り組んでいます。資料を持ち込んでおりますので、ごらんください。

学校版 I S O といって、そんな難しい話じゃないんです。多分白石の子供たちも普通にやっている活動です。各学校が定めた環境の宣言項目に従って児童、職員、地域が一体となって継続的に環境を改善していくための仕組みというようなことで、具体的にはプラン・ドゥー・シーのサイクルで継続していくこととなります。子供たちの I S O 宣言、これ私の知り合いの校長からもらったんですけども、学校ではどういふふうな子供たちはするかというと、ごみは分けて捨てます、電気を大事に使います、水を大事に使います、ものを大切に使用しますと、こういうのが子供たち、学校用の I S O なんです。

そんな難しいことではないんですけども、学校の外の塀に学校版 I S O 認定校といって表示があります。この表示があることというのが大事じゃないかなと思うんです。ここはこの学校は、この地域はこういう環境に取り組んでいるんだ、地域の皆さんが見て、そしたら地域住民でやる、自分たちも何なつとん、そういう意識を持って子供たちに教えていかんばいかんね、子供たちの手本になるような行動をしなくちゃいけないという意識の変化が生まれてくるんじゃないだろうかというふうに思うところです。

本町でもコミュニティ・スクールの一環として地域の方と一緒に取り組むよう学校 I S O 推進、いかななものかなというふうに思っています。また、企業でもやっていたらいいところもあるようですけども、事業所というのはちょっと難しいかもしれませんが、例えば白石町役場についての I S O、役場の I S O、そんな難しいことはしないで、小学生みたいな取り組みでもいいんですけども、何しろ意識を改革しなければいけないという前提で、いろんなところで企業があんな看板を掲げてくれたら、道の駅に来られたお客さんも白石町というのはいかんな町なんだ、意識の高い町だなというふうに非常に高評価が得られ、農産物に対してもすごくいい印象になるんじゃないだろうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○宮崎泰仁主任指導主事

県内の市町で学校版環境 I S O 活動が実施されているところがあるのは承知しておりますが、現在町内小・中学校では中村議員がおっしゃるとおり学校版 I S O としての取り組みを行っているところはありません。しかし、各学校は環境教育の一環として独自の取り組みを行っております。

その一部を紹介しますと、運動会においてごみのない大会を目指し、運動会の実行委員会がごみを出さない、ごみを持ち帰るといった呼びかけを行い、会場内にごみ箱を設置しない取り組み、職員室や各教室で使用した紙の裏面を再度利用する取り組み、もちろんこれは個人情報や機密文書以外になります。また、図工や係活動、発表会等

で使用した色画用紙の残りなどを箱に保管し、再度使うといった取り組みなどの取り組みを行っているところもあります。

また、環境教育への意識醸成として教科の学習でも取り扱っております。4年社会科の住みよい暮らしをつくるの単元では、ごみの分別やリサイクル、ごみを資源へとかえる仕組みを学びます。6年家庭科のきれいにしよう・クリーン大作戦の単元でもごみの分別やリサイクル、リユースといったエコ生活について学びます。6年理科の生物と地球環境の単元では、地球環境を守るためにどのようにかかわっていくかについて学びます。このように持続可能な社会を目指すことの大切さを学び、資源を大切にす意識を高めています。さらには、白石町環境基本計画においても環境学習、環境保全活動を推進しており、各学校においても取り組んでいるところであります。

以上です。

○片渕 徹生活環境課長

町での取り組みというふうなことの御質問でございましたけども、町では先ほど説明、質問のお答えがありましたとおり、白石町でも平成28年に白石町環境基本計画を策定しております。計画策定に当たっては、よい環境を将来の世代に引き継ぐ、町民、事業者、町がそれぞれの立場で行動する、町民、事業者にわかりやすい計画としておるところでございます。環境基本計画の実現に向けた施策といたしまして、町では100項目の取り組み状況を毎年評価いたしまして、環境審議会で審議し、審議会評価といたしましてホームページで発信するとともに、今後の施策の推進に努めているところでございます。町といたしましても、徹底したごみの分別を行うとともに、環境に配慮した行動に努めるよう職員へ周知しているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

各学校あるいは白石町役場の中でもきちんとそういう指導を行い、行動を行っているというようなこと、非常にありがたいと思いますし、ぜひ進めていきたいと思うんです。今、昨日までG20の環境会議があったように、世の中の流れが特に今大きなところに来ていると思うんです。ここで、今までしよったけんそのままというんじゃないやなくて、この運気に乗って、今一番大事にしなければいけないのは環境の保全なんだというような、昨今のプラスチック製品の使用禁止だとか、海洋汚染の問題は連日ニュースでも取り上げられるくらい浸透しております。重要な課題としてなっております。

先日、白石町がスポーツ・運動宣言の町について原案を出されておりますけれども、まだ決定ではなく原案段階ですけれども、そのような形で、白石町だってスポーツ・運動は実際やられているんです。にもかかわらず、宣言としてやるというところに大きな意義があると思います。学校においても、今まで私もそうでしたけれども、ごみの掃除だとか分別収集だとか、そういうことには教育は学校では本当に細かくされております。それを形としてしたりせんやったり、するところがあつたりなかつたりというんじゃないやなくて、町全体のものとして、町全体の決まり事、行動形態としてISOに学校版ISOを採用するというの大きな意義があるというふうに考えております

ので、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。連日環境問題について、これから夏に來るとまた集中豪雨だの何だのというの、やはり我々の生活態度の悪さ、生活習慣、大量浪費が起因するものだと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次、農業用品もかなりプラスチックだとか使われておりますので、それについて、処理状況について御説明をお願いします。

○木下信博農業振興課長

農業用廃プラスチックの処理の状況ということでございます。

生活環境の保全と施設園芸の健全な発展を図るとともに、不法投棄や野焼き禁止など、法令遵守の立場から、適正処理はもちろん廃プラスチックの再利用による資源の有効活用を推進するため、平成10年度に白石地区農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会を発足し、同協議会において毎年度5月と11月の2回、JAさが白石地区組合員を対象に農業用廃プラスチックのリサイクル回収を行っているところでございます。

白石地区農業生産資材廃棄物適正処理協議会は、杵藤農林事務所、杵島農業改良普及センター、白石町杵島地区農業共済組合、生産組合、青年部、女性部委員会、生産部会及び研究会、JAさが白石地区、JAさがみどり地区で構成をされております。

処理費用につきましては、町とJAさが白石地区でそれぞれ1キロ当たり2円を助成しているところでございます。ちなみに、平成30年度の回収につきましては、具体的にはハウス用ビニール、マルチ類肥料袋、コンテナ、育苗箱、育苗ポット、かん水チューブ、あぜなみ、レンコンパネル、大型ポリタンク類を回収しておりまして、回収実績は約407トンとなっている状況でございます。

以上です。

○中村秀子議員

立派な、しっかりとやっていただきたいと思えます。

次に徳島県、先ほど紹介したところではゼロ・ウェイスト宣言ということで、ゼロはゼロでウェイストというのは浪費という意味だそうです。はかり売りを提案し、ごみを出さない売り方、買い方を進めています。また、先ほど資料に出しましたけれども、京都市では食べ残しを半減するようにしまつのところ条例とかというのを制定しているようです。例えば宴会では3010運動ということで、食べる時間を確保して食べ残しを減らそうとする条例を出しているようです。本町でも何かごみを出さないための、ごみ減量化に向けた方策、施策というものは何か考えていらっしゃるのか、御質問したいと思います。

○片渕 徹生活環境課長

ごみの減量化は良好な環境を保全し、将来の世代に継承していくために循環型社会づくりの担い手である町民一人一人や事業者が常に環境に配慮した行動を起こすことが実現可能となります。本町でも減量化に向けごみの排出抑制に努めるとともに、これまで以上に資源化、減量化を推進していかなければならないと考えているところで

ございます。

先ほども申しましたけれども、平成28年2月に白石町環境基本計画を策定し、その中の基本目標の一つに資源が循環する町を掲げ、ごみの減量、資源の有効利用、ごみの適正管理を施策の基本方針とし、町民や事業所の意識改革の取り組みを進めているところでございます。ごみの減量には日々資源の循環を目指し、リサイクルや資源化ができるものへの分別を継続することや、生活の中でごみを出さない工夫をし、ごみになるもの自体を減らしていくことが最も重要でありまして、そのためには町民、事業者、町がそれぞれの立場で自主的かつ実践的な活動が意識を持って行われることであります。

町といたしましても、環境に優しい取り組み情報の提供やまちづくり出前講座などの開催など、啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中村秀子議員

持ち込み資料で紹介しておりますけれども、ごみリサイクルが高い町はほとんどこういうふうな、下のほう、ごみの減量化に向けたリサイクルの実践ということで、いつでも仕分けして、瓶だけでも4種類だとかというふうな仕分けして、これは徳島県もそうですけれども、大崎町でも27分別だとか、そういうふうな分別をしていくというのが非常に効果がある方法なんだなというふうな思っております。

今、収集車が持っていってくれるんですけれども、瓶だけでもあるところに、コミュニティ・スクールであれば子供たちと一緒に瓶を持ってこようとかというふうなことで、いろんな瓶に仕分けをすれば効果も高まると思っておりますけれども、意識だけでもかなり向上していくのではないかなというふうな思っております。

町長に循環型社会の形成についての考え、推進策について答弁をお願いします。

○田島健一町長

循環型社会形成の推進策ということでの考え方の質問でございます。

循環型社会形成につきましては、ごみを廃棄物として考えるのではなくて、循環資源として位置づけ、末端の家庭では当然リサイクル等を考えるとともに、製品づくりの事業者や生産者がごみの回収、リサイクルまで責任を持って行うことが循環型社会形成につながるものだというふうな考えられます。

廃棄物による環境への負荷をできるだけ低減するためには、廃棄物の発生抑制、リデュース、再利用、リユース、そして再生利用、リサイクル、いわゆる3R活動を推進することで限りある資源とエネルギー消費の節約と循環型な利用が求められているところでございます。近年ではごみとして捨てられる量も多くなり、不適切な廃棄や世界的な海洋プラスチック汚染等も大きな問題となっております。

プラスチックごみも事業者や生産者はもちろん、私たち消費者もごみに対する意識を高め、ごみを出さない工夫と努力でなるべく環境に負荷をかけないようにすることが大事だというふうな認識をいたしております。

また、先ほどから議員から再三御紹介があっておりますけれども、国においてはプ

プラスチック製レジ袋の無料配布を禁じ、そして有料化にすることを先月の末に方針決定されております。また、6月15日のG20エネルギー環境相会合において、世耕経済産業大臣が早ければ来年の4月1日実施したいという表明をされたということがきのうの新聞に載っていたところでございます。

私たち個人でできることは、マイバッグを持参し、レジ袋は断る、マイボトルを持ち歩くこと、プラスチックのストローは使わないことなど、身近にできることはたくさんあるというふうに思います。町といたしましても循環型社会を目指し、恵まれた自然環境の保全に努めながら、ごみの減量化と地球環境への負荷をできるだけ低減したエコの町を推進していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

ぜひそのようにお願いいたします。

次、高齢者福祉について質問いたします。

これは内野議員と重複する質問もございまして、その点は少し割愛しながら質問させていただきます。

高齢者が介護状態にならず、自立した生活を送ることができるよう、介護予防の取り組みは重要な施策であります。今年度からはこれまでであったサロンもより介護予防の効果にできるようなことというふうに施策が変わってくるということでございます。認知症予防の推進策について答弁をお願いします。

○武富 健長寿社会課長

厚生労働省の推計によりますと、団塊の世代が75歳となります2025年には認知症の高齢者数は700万人前後に達し、65歳以上の高齢者の約5人に1人になるというふうに見込まれております。認知症は完全に予防する方法はありませんが、早期発見、早期治療はもとより、生き生きとした生活を送ることで発症や進行をおくらせることができると言われております。

本町では、認知症予防の具体的な取り組みといたしまして、平成30年度から椅子に座って行う運動、物忘れ予防、栄養、歯科等のプログラムを専門職が総合的に実施します元気が出る学校を開催しております。また、地域での健康体操サロンを広めることによりまして高齢者の社会参加を通じた介護予防による高齢者の居場所と出番の創出や老人クラブへの出前講座による健康教育を実施し、認知症予防に取り組んできたところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

現在ふれあいサロンの開設状況と加入状況及びその課題について、これからのそういう通所型サービスBだとかというふうに移行していかれるということですがけれども、そのことについての課題まで、2番と3番、重ねたような形で答弁をお願いします。

○武富 健長寿社会課長

ふれあいサロンの開設状況でございますが、現在サロン数は全体で45サロンございます。加入者は延べ約1,000人ということで登録がされております。そのうち介護予防を目的に毎週または月2回の健康体操を行っておられる健康体操サロンにつきましては24サロン、加入者は延べ600人という状況に立っております。

次に、サロンの運営に関する課題と今後の施策というお話だったかと思いますが、本町では本年度から介護予防生活支援サービス事業として通所サービスBに取り組んでおります。そのサービス内容は、住民主体による要支援者等を中心とする通いの場づくりとなっており、この健康体操サロンが該当するところでございます。

この介護予防生活支援サービス事業は、要支援者等に対して要介護状態になることの予防、要介護状態の軽減、悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援を実施することで、一人一人の生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的としております。このことから、通所型サービスBは介護予防等の成果を求める内容となっているため、実施回数や補助金の使途など要件が設定されており、これまでのサロンの運営とは違う制約がございます。また、この事業に取り組むためにはこれまで以上に介護予防ボランティアの皆様にご協力をお願いしなければなりません。町といたしましても、ボランティアの方々に対し研修等を行い、スキルアップしていただくとともに、連携を密にして運営面のフォローを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

現在ひとり暮らしの高齢者というのが町内にはたくさんいらっしゃいますけれども、ひとり暮らしの高齢者の状況について説明してください。

○武富 健長寿社会課長

少子化また核家族化、高齢化などと相まって、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が全国的にも増加しております。本町の65歳以上のひとり暮らしの高齢者数は、5月末現在で995名というふうになっており、うち75歳以上のひとり暮らしの高齢者数は621名という状況になっております。

以上でございます。

○中村秀子議員

ひとり暮らしの高齢者は、将来に備え、また認知症の発生しない元気なうちに成年後見人をお願いしておくことは大切なことだと思います。成年後見人の周知と本町での状況について答弁お願いいたします。

○武富 健長寿社会課長

御質問の成年後見制度の周知につきましては、成年後見制度についてのパンフレットなどを窓口を設置するほか、社会福祉協議会など関係機関と連携をして周知を図つ

てきているところがございます。また、現状では将来のために事前に成年後見制度の活用を検討するといった状況ではなく、御本人に問題が生じた後に活用が検討されていることが多いため、地域包括支援センターでの相談業務の中で御本人や御家族等に詳細な説明をしていくことが大切であるというふうに考えているところがございます。以上です。

○中村秀子議員

本町社会福祉協議会に寄せられた高齢者の相談の多くが終活に関することであると報告されております。この各配布されてあるハートの裏の背表紙の裏に相談に関する事で一番多いのが相続、遺言に関する相談が全体の4割以上というようなことで、高齢になるとあとのことはどうなんだろうというような、特にひとり暮らしの方についてはそういうふうになってくるのが当然じゃないんだろうかなというふうに思っております。

実は私の身内もひとり暮らしをしております、いきなり突然亡くなって、非常に困った思いがあります。何かしら遺言など、何かこうしたいああしたい、財産についてあるいはそういうふうなことの自分の遺志は何かないんだろうかと非常に大変な思いをしたところであります。

高齢者の多くの相談が遺産相続や葬儀等、さまざまでありました。他市町では終活に関することを書いておけるようなノートを考えてもらっているようです。また、農協の昨年の機関誌家の光と言うてよかつかわかりませんが、農協の機関誌に未来に残す私のノートという別冊付録がございました。これを見てみると、生まれたときから就学まで、家族のこと、社会に出てから楽しかったこと、悲しかったこと、それから子供たちに伝えたいこと、自分の親戚のこと、私の病気のこと、飲んでいる薬のこと、もし倒れたらどうしてほしい、葬儀はどうしてほしい、亡くなったときはどうしてほしいというようなことが、私の体についてかかりつけのお医者さんは、飲んでいる薬はどう、アレルギーは何、持病は何か、もしものときにはここに連絡をしてくださいとかというのが、家の光の別冊でございました。

また、佐賀市のは、これは佐賀市のほうでつくっている終活ノート、佐賀市に行っていたいてきましたけども、安心ノートというのがあって、これはもう大概葬儀会社の広告が入っております。そやけん、大抵安うできたと思います。これも同じよう、内容的にはエンディングノートと違って、葬儀のこと、もしものときの連絡リスト、墓がある場合、ない場合、遺言書について渡したいもの、それから自分の大切な人たち、じいちゃん是谁、ばあちゃん是谁、じいちゃんの上のじいちゃん是谁でどこに墓があるて、そがんとば書くようになっております。

考えてみれば、私自身も嫁ぎ先の上のほどこに住んでいるだとか、誰だった、兄弟さん何人おんさってどこにいるというのは割と知らない情報でございます。これを、私だったら今書くべきだなと。ちょっと記憶が定かでなくなったり、ましてや認知症を発症してからではなかなか難しい問題がございますので、白石町として、これは市で行政が出しているのでありますので、こういう安心ノートとかというようなものを作成し、いろんな講座か何かに使用して、これよかつたばんというようなことで

広がって、皆さんが、だいでん年とらん人はいません、だいでん年とっていきます。そのときにどうすればいいのかというのをふだんから考えておく必要というのはあるんじゃないかなと思いますけれども、そういうこの終活ノートと呼んでいいのかわかりませんが、そういうふうなことについて見解をお願いいたします。

○武富 健長寿社会課長

終活相談とあと終活ノートについての御質問だと思いますが、本町の状況をまず申し上げますと、本町では高齢者の相談窓口としまして地域包括支援センターが介護、福祉、権利擁護に関することなど高齢者のさまざまな相談に対応しておりますので、終活相談についても包括支援センターが対応するということとなりますが、現在のところ直接相談はあっておりません。

終活ノートの作成についてなんですけど、終活ノートにつきましては遺言書のように法的効力はないものの、もしものときに備え、残された親族等が困惑しないための情報を書きおくことができるため、近年さまざまなものが出版をされております。先ほど議員御紹介されましたように自治体が作成し、希望される方に配布している例もございます。このように終活ノートというのはもしものときに備え、非常に役に立つものというふうに認識をしておりますが、まずは出前講座などの機会を利用いたしまして、終活の必要性について十分周知を図り、その中で終活ノートについても紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村秀子議員

出前講座がいて、話して終活をすとかというのよりまず教材が先なんです。こういう教材があつて、この教材見て何が書いてあつかね、こがんことも書いてあつと、そんな書かんばいかなねというのが、何かそういう道筋のほう为抓手に到達できる早い方法だと私は認識しておりますので、ぜひ白石町独自のあそこあそこの田んかはうちんと、あそこは兄さんととか、そういうふうな情報は実は私自身も今どこかに知り合いの方に耕作してもらっておりますけれども、うちの田んぼがどこどこにあるというのはしっかりと実は知らないんです。

だから、そういう面でも情報というのはしっかりしたうちにこういうふうな、死ぬときのためじゃなくて、もしものとき、生きているときでもこがんばんというて子供たちだとか孫たちに見せられるような財産だとか思いだとか、そういうふうなものは年とってからでは遅いと思います。早目にそういうふうな、生涯学習課なりそこら辺の範疇になるかと思いますが、必要じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

次、児童・生徒のスマートフォンの利用について質問をいたします。

文科省では従来スマートフォンの学校への持ち込みを禁止としておりましたが、このほど解禁すると報告されました。非常事態を受けて連絡をとれるからというのが大きな理由であったかと思えます。それを受けて、武雄市PTAでは禁止から使用法の指導というふうに切りかえたとお聞きいたしました。スマートフォンに係るたくさん

の問題も学校現場や家庭では起こっております。また、子供たちにとっていろんな問題を抱えたときに電話相談というのはハードルは高いけれども、ラインやメールで相談もできるという可能性もあると報告はされておりました。

今、スマートフォンの扱いについては過渡期であると思います。今後どのような方針であるかというふうなことを大人全体で考えていき、町ではどうしたほうが一番いいのかというのの方針を見出していければなというふうに思っております。

まず、児童・生徒のスマートフォン等の保有状況について資料を要求しておりますので、それをもとに説明をお願いいたします。

○宮崎泰仁主任指導主事

児童・生徒のスマートフォン、携帯電話等の保有状況について説明いたします。

令和元年6月1日現在での白石町内の児童・生徒のスマートフォン、携帯電話等の保有状況を学年保有者数、保有率の順で言うと、小学校では1年生は9人で5%、2年生は19人で10%、3年生は27人で13%、4年生は21年で12%、5年生は30人で14%、6年生は43人で20%となります。中学校では、1年生は47人で23%、2年生は57人で32%、3年生は90人で49%となります。

以上です。

○中村秀子議員

この資料は自分用のスマートフォンというようなことですね。ものの流通に関して15%、30%を超えたらもう流通していると考えたほうがいい、みんなのものになっているというふうに考えるべきという資料もございまして、この資料を見るとかなり中学生の間ではだいでん持っという数字です。だいでんあん人もあん人もあん人もだいでん持っという数字だと認識いたします。

スマートフォンは電話じゃないんです。ゲーム機でありSNS、動画を見たり映画を見たり、もういろんな機能がついた遊び道具と考えていいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、現在杵島郡PTAと市では持ち込み禁止とかというように決めていっているという情報ですけれども、学校への持ち込みについて実態はどうか、御説明ください。

○宮崎泰仁主任指導主事

学校へのスマートフォンの持ち込みの実態についてですが、町内11の小・中学校にアンケートをとったところ、全ての小・中学校において持ち込みの実態はないとの回答を受けております。

以上です。

○中村秀子議員

非常にうれしい結果で、もうしっかり調査されて、持ち込みがないということですが白石町の学校だなというふうに思っております。安心しました。

それで、実はスマートフォン持ってきていますという子供たちはいませんので、ぜ

ひ先生方は学校現場としては注意深くその指導は、実際持つとるとやっけん、半分以上は持って、だいでん持つと状況ですから、そこら辺を武雄市のように指導にシフトするというまではいかなくても、持つとることを、持ってきてはいないとは思いますが、どう指導するかということが今後の指導の転換期としてしっかりと考えて、持ってこんけんよかというようなことではすまない状況になると思います。

実際SNSであったり動画を見たり、この前も農林省の事務次官の事件がございましたけども、最初の事件はスマホか何かのゲームをしよつとのお母さんにとがめられて、お母さんがそれを壊してしまっ、それで激怒したというようなことじゃなかったかなというふうに思っております。そういう危険がもう非常に多くはらんでいるのがこのスマートフォンでございます。

学校の指導現場での課題は、親の使うスマホであれ自分のスマホであれ、ラインや投稿サイトやゲーム等、その使用は幅広く、子供たちにとってはおもしろい遊びのツールであります。その手軽さはベッドに持ち込んで夜中、普通のゲーム機だったら茶の間でしかできませんけども、これはもう寝ながらしよるもんねというような保護者からの相談を受けたことがございます。取り上げてももう出さんとかというようなことがございましたので、そこは親御さんの指導、親御さんに任せるしかございませんけれども、スマートフォンでゲームをすることもできる、そのことがもとでトラブルとなった例がもうたくさんございます。

児童・生徒のスマートフォン利用に係る教育委員会としての指導方針について、今後先生方にどのように協力を依頼し、どのような方針で指導に臨むのか、答弁をお願いいたします。

○宮崎泰仁主任指導主事

児童・生徒のスマートフォン利用に係る教育委員会の指導方針についてですが、中村議員おっしゃったように平成30年3月から杵島郡3町教育委員会と杵島郡PTA連合会において杵島郡の小学生、中学生には原則携帯電話やスマートフォン等を持たせない取り組みを行っているところであります。

実際のところ、佐賀県中学校生徒連盟の調査によると、平成29年度における佐賀県内の中学生全体の保有率は61.2%であるのに対し、白石町の中学生全体の保有率は42.9%でした。現在の白石町内の中学生全体の保有率は34.5%であり、3年前の佐賀県の実態、そして白石町の実態と比べて報告有利が減少していることがわかります。また、内閣府の調査によると、平成29年度における全国の小学生の保有率が55.5%であるのに対し、現在の白石町内の小学生全体の保有率は12.4%と40%以上も低く、以上の結果から白石町の小・中学生の保有率がいかに少ないかがわかります。これはこれまでの取り組みの効果だと考えております。

杵島郡PTA連合会においては、平成30年度以降も継続して取り組んでいくことを確認しており、教育委員会としても同様にこの取り組みを継続していく考えであります。

以上です。

○中村秀子議員

スマートフォンは経済的にもかなりの負担であります。トラブルも見えにくいトラブルになっております。ぜひとも今おっしゃった方針が保護者の皆さんに理解していただき、きちんと管理できる、買って与えないというようなことに浸透するように御努力していただきますようお願い申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時29分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月17日

白石町議会議長 片 漣 栄二郎

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 小 柳 八 束